

主 文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 被控訴人は、控訴人X 1 に対し、1 5 0 万円を、同X 2 に対し、2 0 0 万円をそれぞれ支払え。
 - (2) 控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1, 2 審を通じ、これを3 分し、その1 を被控訴人の、その余を控訴人らの各負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人兩名に対し、A を組織的に自殺に追いやったことを個人的な自殺にすり替え、公表したことについて、謝罪せよ。
- 3 被控訴人は、控訴人兩名に対し、それぞれ1 0 0 0 万円を支払え。
- 4 被控訴人は、自衛隊員の生命と人権を守るため、国民が参加する軍事オンブズパーソン制度を創設せよ。
- 5 訴訟費用は、第1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、海上自衛隊員（三等海曹、以下「三曹」という。）であったAが、護衛艦「さわぎり」（以下「さわぎり」という。）乗艦中に自殺したことについて、その両親である控訴人らが、Aの自殺は上官らのいじめが原因である、被控訴人にはAの自殺を防止すべき安全配慮義務違反があった、海上自衛隊佐世保地方総監部（以下「総監部」という。）が作成したAの自殺原因についての調査結果は事実に反し、かつ、妥当性を欠く見解を表明するものであり、その公表は控訴人らの名誉権等を侵害すると主張し、被控訴人に対し、国家賠償法に基づき、損害賠償として各5 0 0 0 万円の支払、謝罪及び軍事オンブズ

パーソン制度の設置をそれぞれ求めた事案である。

原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却し、同人らはこれを不服として控訴した。なお、控訴人らは当審において損害賠償の額を各1000万円に減縮した。

2 前提事実

(1) 当事者等

控訴人X2はAの実母であり、同X1はAの養父である。

Aは、平成9年 月 日、B1と婚姻し、平成10年 月 日長男B2が出生した。Aの相続人はこの兩名であり、控訴人らは相続人ではない。

(2) Aの略歴及び本件事故に至る経緯等

ア Aの略歴、所属等

Aは、平成9年3月31日、第22期一般海曹候補学生（以下、一般海曹候補学生を「曹候」といい、これを修了した海上自衛隊員を「曹候出身者」という。）として、海上自衛隊に入隊し、佐世保教育隊、海上自衛隊第二術科学校、護衛艦「おおよど」（以下「おおよど」という。）における部隊実習、第22期曹候海曹予定者課程（佐世保教育隊）を経た後、平成11年3月25日（以下、年を記載しないときは平成11年をいう。）三曹に昇進し、さわぎりに乗り組み、機関科に配置された。Aは、同艦において、職務編制上は機関科第2機械室（以下「2機」という。）に、分隊編制上は第3分隊（さわぎりは5分隊で編成されている。）第32班（以下「32班」といい、第3分隊の4班の31班ないし34班（各班8名ないし13名）については同様に表示する。）に所属した。

さわぎりは、Aの乗艦後、8月9日から9月27日まで（以下「本件検査期間」という。）年次検査による修理を行った間を除くほか、毎月1回ないし6回航海に出ており、後記本件事故の直前には、11月3日に、平成11年度海上自衛隊演習のため、佐世保港から出港した。

イ Aの上官ら

本件事故当時のさわぎりにおけるAの主な上官らは、次のとおりであった。

(ア) G艦長（以下「艦長」という。）

同人は、平成10年10月20日、さわぎりに配属された二等海佐であり、同日からその職にあった。

(イ) I機関長兼副長（以下「副長」という。）

同人は、6月18日さわぎりに配属された三等海佐であり、同日からその職にあった。

(ウ) E応急長（第3分隊長、以下「E分隊長」という。）

同人は、平成 年幹部候補生として入隊し、1月にさわぎりに配属され、3月26日応急長、6月18日、併せて分隊編制上の第3分隊長となった一等海尉（7月1日付け）であり、分隊員の人事・サービスを担当していた。

(I) F機械員長

同人は、昭和 年練習員として入隊し、平成10年4月16日さわぎりの機関科に配属され、機関科機械員長として、第1機械室（以下「1機」という。）・2機に所属する隊員の指導監督を行う海曹長であり、R2班長及びR1班長の直属の上司であった。

(オ) R1班長

同人は、昭和 年練習員として入隊し、平成8年3月27日さわぎりの機関科に配属され、本件事故当時、職務編制上、2機の室長、分隊編制上は32班の班長を務める二等海曹であり、Aの直属の上司であった。

(カ) R2班長

同人は、昭和 年練習員として入隊し、Aのおおよど乗艦中の指導担当者の1人であり、平成10年10月30日さわぎりに配属され、職務

編制上，1機の室長，分隊編制上は31班の班長を務める二等海曹であり，Aの直属の上司ではなかったが，Aが航海中に当直勤務をする際には，操縦員長として，機関室副直士官の指揮の下，運転員であるAを指導監督する責任を有した。

(キ) S1三曹

同人は，平成 年に曹候として入隊し，平成10年12月さわぎりに配属されたAより4年先輩の三曹であり，2機に所属し，32班の班員であり，Aとは航海当直において，一緒に勤務していた。

ウ Aの言動等

8月下旬以降，Aには次のような言動が見られた（以下「本言動」という。）。

(ア) 8月26日 「自分は馬鹿で仕事を覚えられない。」

（31班の三曹らへの発言）

(イ) 8月29日 「自分は馬鹿ですから，機械のことを覚えきれない。」

（31班の三曹への発言）

(ウ) 9月ころからよく勉強している姿を多数の者が目撃した。

(エ) 9月18日 「仕事を覚えきれない。」

（32班の三曹への発言）

(オ) 9月21日 「自分は覚えが悪い。他の人は頭いいですね。」

（32班の士長への発言）

(カ) 9月23日 「仕事場で，階級に対するプレッシャーがある。」

（31班の士長への発言）

(キ) 9月末ころ 年次検査後，当直明けに，よく勉強していた。

(ク) 10月初めころ

自分で勉強しているようであったが，なかなかその成果が出ないようで，悩んでいたようであった。

- (ケ) 10月9日 悩んでいる様子について理由を問われ、「仕事面で悩んでいる。」と答えた。(31班, 33班の三曹への発言)
- (コ) 10月17日から23日まで
軸回転数の計算や, 冷凍機デフロスト(霜取り)について, 繰り返し質問した。
- (カ) 10月18日 元気がなくなった。あまりしゃべらなくなった。
- (シ) 10月21日 うつ病的感じがあり, 人からすぐ離れていった。
- (ス) 月日不詳 「家族がなければやめている。」「やめたい。」
- (セ) 11月3日以降
当直時間外に操縦室や機関科事務室等で勉強している姿が数回目撃されている。
- (ソ) 11月5日 食堂で雑談中, 「眠れない」, 「集中できない」, 「落ち着くところがない」などと言っていた。(31班の三曹, 士長への発言)
- (タ) 11月7日午後6時ころ
それまでしばらくの間, 元気がなく, 将棋を指していなかったのに, 同日の当直終了後, 自らが申し入れ, 将棋を指した。同日の夕食をとらなかった。
- (チ) 11月8日午前零時から午前4時まで
当直勤務中, 同直のS1三曹が空腹ではないかと尋ねたところ, 「別に腹減っていないです。思考回路はメチャクチャですよ。」と答えた。
- (ツ) 同日午前8時50分ころ
Aが右舷軸室でロープを右手で持ち上げるなどしているところをS2三曹が発見した。S2三曹が「上に上がるぞ。」と声をかけたところ, 無言のままロープをその場に

置き，S 2 三曹とともに右舷軸室（第 4 甲板）から第 2 甲板まで上がり，そこで別れた。

(テ) 同日午前 8 時 5 5 分ころ

S 2 三曹は，医務室ドア前で出会った A に対し，「変なことを考えるなよ。」と声をかけたところ，黙ったままうなずいた。

I 事故の発生

A は，上記の後，さわぎりの右舷軸室（第 4 甲板）内で首つり自殺し，同日午前 1 0 時ころ同所において発見された（以下「本件事故」という。）。

(3) 事故調査と報告結果の公表

総監部に置かれた一般事故調査委員会（委員長・総監部幕僚長海将補小串茂。以下「本件委員会」という。）は，1 1 月 1 6 日以降，さわぎりの乗員からの聞き取り調査等を行い，その結果を「護衛艦『さわぎり』の一般事故調査結果」（以下「本件調査報告書」という。）としてまとめ，平成 1 2 年 2 月 2 1 日，その要旨をマスコミに公表し，同年 5 月 1 5 日，本件調査報告書の写し（A や調査対象者の氏名等はマスキングされたもの。以下「本件公表部分」といい，公表した行為を「本件公表」という。）をマスコミに配布した。

第 3 争点及び当事者の主張

1 争点

(1) A の自殺について被控訴人が国家賠償責任を負うか（争点 1）

ア A の上官らにおいて A に対する国家賠償法上違法な言動があったか（争点 1 (1)）

イ 被控訴人又はその履行補助者（以下「被控訴人ら」ということがある。）に A に対する安全配慮義務違反があったか（同(2)）

ウ A の上官らないし被控訴人らの行為と A の自殺との間に相当因果関係が

あったか（同(3)）

I Aの上官らないし被控訴人らに故意又は過失があったか（同(4)）

(2) 本件公表について被控訴人が謝罪義務を負うか（争点2）

ア 本件公表が国家賠償法上違法であったか（争点2(1)）

イ 控訴人らは被控訴人に対し，国家賠償法4条，民法723条に基づき，謝罪を求めることができるか（同(2)）

(3) 損害額（争点3）

(4) 控訴人らは被控訴人に対し，同種事態の再発予防請求権を根拠として，軍事オンブズパーソン制度の創設を求めることができるか（争点4）

2 争点に関する当事者の主張

(1) 争点1(1)（Aの上官らの言動の違法性）について

ア 控訴人らの主張

(ア) 違法性の判断基準

職場における上司らの言動の違法性については，それが暴力行為を伴う場合や常軌を逸したいじめ行為である場合は当然に違法である。

また，仮に業務命令の形をとって行われても，それ自体が本人に対し通常甘受すべき程度を超える著しい精神的苦痛を与える場合は，業務命令権の範囲を逸脱し，違法である。

その判断基準としては，上司らの当該行為の内容・程度，部下が当該行為を受ける原因となった事情と上司らの当該行為との合理的関連性，部下が受ける不利益の性質・程度等を総合的に判断して決すべきであり，また，これらについては，上司らの主観的意図を問題にすべきではなく，部下本人を基準として判断されるべきである。

(イ) 常軌を逸したAの上官らの行為

上官らは，以下の行為を行い，これらは常軌を逸したいじめ行為であって，直ちに違法というべきである。

a いじめの背景事情（曹候いじめの存在）

一般に，曹候出身者は一般入隊の隊員と比較して数年早く三曹に昇進するが，一方では経験が不足することから前任の三曹や下級の隊員に技能練度が劣ることがあり，嫉妬や軽蔑からいじめを受けることがまみられる。Aに対するいじめ行為はこのような背景から生じたものである。

R 1，R 2の各班長を始め，上官らの中には，三曹昇進までに長期間を要した者がおり，上記のような背景があったとみるべきである。

b 上官らの具体的言動

(a) 本件検査期間は，機関員の知識，技能向上のためのまたとない重要な機会であるにもかかわらず，上官らは，Aに対し，錆び打ちや塗装など，誰でもできる単純作業をさせた。

(b) そのころ，上官らは，Aに対し，突然未知の分野の質問を浴びせてAを精神的，心理的に圧迫したり，後輩の前で，やったことのない機器の分解，組立てを命じてAを辱めたりした。

(c) 上官らは，三曹ではA 1人を，居室の3段ベッドの最下段に，しかも，事故死をしたと噂される隊員が使っていたベッドに割り付けた。

(d) R 1班長は，9月23日，Aからのレンジャー部隊に行きたいとの相談に対し，「お前なんか仕事もできないのに，レンジャーなんかに行けるか」と侮辱した。

(e) 8月下旬ころ以降，上官らは，Aに対し，「お前，覚えが悪いな。」，「バカかお前は。」，「三曹失格だ。」，「仕事ができんくせに三曹とかいうな。」等と言いつづけた。

(f) その間，上官らは，Aが質問をしても，教えようとしなかったり，見せしめ的にA 1人に居残り仕事をさせたりした。また，わざ

と無理なことを皆の前でやらせ、覚えたところではないことをさせ、一日中ガミガミと、頭ごなしに、きつい物言いを続け、その中で、Aの下の者までがAを無視する態度をとるように仕向けた。

- (g) R 2 班長らは、U 1 士長をトランプカードのクラブの 2 を指し、「最低」の意味で使われていた言葉である「ゲジ 2」と呼んで笑い者にし、雑用をやらせるなどしていじめを繰り返していたが、その後、いじめの矛先がAに向くようになり、9月12日ころから、Aに対しても、「ゲジ 2」と呼ぶようになった。

また、R 2 班長は、おおよど乗艦時にもAの指導を担当していたが、その際、Aから焼酎「百年の孤独」(以下「本件焼酎」という。)を贈られた。R 2 班長は、Aがさわぎりに配属された後、再度本件焼酎を持参するよう要求するようになり、Aに対し、「お前は『百年の孤独』要員だ」と述べ、盆明け後何回も、Aに対し、本件焼酎を持参するよう催促し、妻同伴でこれを持って来訪するよう半ば強要し、10月13日、R 2 班長宅を訪れたAに対し、「やっと来たな」と嫌みを言い、B 1の前で「お前は俺が引っ張ったんだ。お前が仕事ができないから俺は立場がない。」「俺の顔に泥を塗るな。」「俺の班は仕事がよくできるんだが、アイツ(A)の班は仕事もとろいんだ。」等と言って、Aの心を傷つけた。

また、「部下の3人に目をつぶらせ、1人を丸刈りにしていいかどうか手を挙げさせ、誰も挙げないのに皆挙げたな、と言って皆に恐る恐る手を挙げさせて、丸刈りにした。」等と言って威圧し、A夫婦の心を痛めさせた。

- (h) 10月30日、警急呼集訓練において、連絡に当たった隊員らが、Aに対し、意図的に、自宅待機、禁足令を伝えたため、Aは、2日間にわたって本来自由であるべきであった土日の行動の自由を

侵害され、周辺に確かめたところ、Aは自分だけが差別的扱いを受けたことを知り、上官らによるいじめの一環であると感じて、精神的落込みを深めた。

(ウ) 仮に、上官らの言動が直ちに常軌を逸した違法行為とまでは認められないとしても、前記(ア)の判断基準に照らし、次のとおり、これらの言動は違法である。

a 当該行為の内容・程度

上官らの言動は前記(イ)のとおり、仕事上のプレッシャーを与え、同僚らの前で恥をかかせるとともに、階級上のプレッシャーをも与えるようなものであり、Aを著しく追い詰めるものであった。そのことは、本件言動やAの親族らへの言動からも明らかである。

b 部下が当該行為を受ける原因となった事情と上司らの当該行為との合理的関連性

Aは、教育隊及びおおよど乗艦時には優れた成績を修めたこともあり、少なくとも技能の習得能力等に問題がある隊員ではなく、そのことはさわぎり乗艦後も同様であり、被控訴人が主張するように見習教育期間が延長されたこともなく、特に問題となる状況はなかった。

そして、仮にAに技能上の問題があったとしても、Aは、当時、自衛隊に入隊して2年しか経っておらず、三曹になり、さわぎりに乗艦してからまだ間がなかった。また、曹候出身者は7年ないし9年で三曹となる一般入隊の者に対し、技能練度が劣ることは自然なことである。

このようにAの側に、上官らから非難されたり、特別厳しい指導を受けなければならないような事情はなかった。

これに対し、上官らの行為は前記のとおり指導の名に値するものではなく、合理的関連性がないことは明らかである。

c 部下が受ける不利益の性質・程度等

Aは、上官らの言動により追いつめられ、うつ病となり、自殺に追い込まれたのであって、その不利益の程度がいかに重かったかは自明である。

イ 被控訴人の主張

(ア) 本件で問題となっているのは、Aの技量不足に対する上官らの指導の違法性であるから、いわゆるセクハラや人種を理由とする差別的取扱いのように外形的にこれに該当すれば原則的に正当性を持ち得ないような行為に対する評価とは区別されるべきであり、一般に、言葉による職務上の厳しい指導は行為者の意図や認識を考慮せずに直ちに違法となるものではない。

(イ) 以下のとおり、違法ないじめ行為となるような上官らの言動はなかった。

a 上官らが、本件検査期間中、Aに殊更単純作業をさせたことはなく、錆び打ち及び塗装は、教育訓練ではなく、艦艇の保守と安全かつ円滑な運航を確保するための海曹士全員が分担して行う実務的作業であって、Aのみを充てたわけではない。

b 上官らは、Aに対し、突然未知の分野の質問を浴びせてAを精神的、心理的に圧迫したり、後輩の前でやったことのない機器の組立てを命じてAを辱めたりしたことはない。

c Aの使用していたベッドは事故死した隊員が使用していたものではなく、Aのいた居住区では階級の上のものから上段に割り付けられることとされており、若い三曹であったAが最下段となったにすぎない。

d R1班長の性格等に照らし、同人がAに「お前なんか仕事もできないのに、レンジャーなんかに行けるか。」などと言ったとは考え難い。

e 上官らがAに対し、「お前、覚えが悪いな。」、「バカかお前は。」、「三

曹失格だ。」、「仕事ができんくせに三曹とかいうな。」等と言いつけたことはない。

f 上官らは、Aの質問に応じて種々の事項を気長に教えていたし、見せしめ的にA一人に居残り仕事をさせたりしたことはない。また、わざと無理なことを皆の前でやらせ、覚えたところではないことをさせ、一日中ガミガミと、頭ごなしに、きつい物言いを続け、その中で、Aの下の者までがAを無視する態度をとるように仕向けたこともない。

g R2班長が10月6日にAとU1士長に対し、「ゲジ2が2人そろっているな。」と話しかけた事実はあるが、それ以外に上官らがAを「ゲジ2」呼ばわりしたことはないし、U1士長をいじめていたこともない。

R2班長はA夫婦を自宅に招待するなど好意的に接していたものであり、「百年の孤独」要員だと言ったことはないし、本件焼酎の持参を意図的に要求したこともない。

h 警急呼集訓練は、電話連絡網の確認を目的とするもので、電話連絡ができた時点で別段の命令なく訓練終了とする旨が前日の分隊整列時に副長から指示されていたが、AやAに電話連絡をした隊員は上記指示を正確に理解していなかったものであって、いじめとして意図的に自宅待機を強いたのではない。

(ウ) Aには、次のとおり、技能練度上の問題があり、上官らはこれに応じた指導をしてきたものであって、その言動に違法な点はない。

a 新乗艦者教育時（さわぎり乗艦時～4月上旬）

この時期のAは、一通りの勤務はできるものの、いわゆる気が利いているとはいえなかったため、よく注意を受けていた。例えば、第2冷房機器室で冷凍機・冷房機の記録をとる際、計測箇所を理解していなかったため、前回と同じ値をそのまま記入することがあった。また、

当然開けておくべき機関科点検通路の防水ドア等を開け忘れていたことがあった。

b 見習期間前半（4月上旬～下旬）

この時期のAの技能練度は、レベル的には海士長クラス以下であり、上司が指導を行うが、その場限りでなかなか身につかない状況であった。例えば、2機で主機の起動・停止を行った際、ストップウォッチによる計測及び圧力計等の指示（燃料入口圧力、出力タービン入口ガス温度）の確認ができていなかった。

この時期のAの勤務姿勢は、1人で主機の起動・停止を行う自信がなかったようで、指示がない限り自ら進んで「起動をやらせてください」というような態度は示さない状況であった。

c 見習期間後半（5月上旬～6月上旬）

この期間におけるAの技能練度は、技量はまだまだであり、引き続きOJTを行う必要があった。例えば、第2冷房機器室での冷凍機デフロスト（霜取り）の運転及び運転監視について、圧力変動時に操作する弁及び圧力異常値を理解していなかった。また、5月中旬においても、Aは、エンクロージャー（主機を覆っているカバー）内へ入る際の安全守則を理解していないなど、一人前とは言い難いところがあった。

この時期のAの勤務姿勢は、指導に対しては素直に聞き、返事も良かったが、さほどの効果が見られず、仕事を積極的に覚えようという姿勢ではなく、自己の技能練度の低さに対する危機感を持っていないという状況であった。

ほかに、Aは、作業長から「工具を持って来い。」と指示されたのを、近くにいた隊員にそのまま指示したことで、「作業を頼んだら自分でやらず、そのまま下の者に回す。」との評価を受けたり、5月

下旬のMCD（金属片検出器）点検の際、何度も教えられたMCDの取付位置を間違えることもあった。

これらの状況から、上官らは、Aについて、その後も当分の間見習期間と同様の勤務、教育態勢を執ることとした。

d 見習期間終了後（6月中旬～8月上旬）

この時期においても、Aは、分からないことを上司に質問したり、説明内容を記録したりすることはなく、工具が足りない場合に率先して取りに行くような積極的な姿勢は見られず、作業長から指示されるまで動くことはなかった。

例えば、2機の海水こし器の整備に不可欠のエクステンションバーの必要性を認識せずに準備しなかったり、海水こし器の清掃に際し、事前に閉鎖すべきバルブを理解していなかったり、海水こし器清掃後の空気抜きを忘れる等、1人では安心して作業を任せられない状況であった。

この時期のAは、「言われたことは何とか実施できるが、気の利かないところがあった」と評価されており、着任した当時と同等のレベルの域を出ていなかった。

7月中旬、Aが主機の水洗浄のたびに（航海中3日に1回程度行う）洗浄用コック及び吸気ドレン弁の開け忘れをするため、隊員が注意指導した。

7月下旬、F機械員長が、Aに対し、「2機応急冷却管、弁は知ってるか。」と質問したところ、Aが「知りません。」と言うので、「お前も乗艦して3、4か月だろ。配管調査をしていないのか。少しはやる気を出せ。」と指導したことがあった。

e 年次検査中（8月上旬～9月下旬）

Aは、年次検査に入ってから、配管調査を提出しなければならない

と言って焦っていた。配管調査が極めて基本的な事項であり，F 機械員長の上記指導もあって，A 自ら実施しようとしたものと考えられる。また，年次検査期間の半ばから，各機器等の勉強を始めているが，これも本人の自覚に基づくものと考えられる。

8月下旬ころから，A は，同僚らに仕事上の悩みを打ち明けようになったが（本件言動），この時期は，それまでのグループでの作業と違って，配管調査のように 1 人で行うべき作業に接することになった時期であり，これにより大きな精神的負担を感じ始めたためと考えられる。

f 本件検査期間後

その後，A は，熱心に勉強するなどし，技能練度の向上がみられたが，なお，習得していない技能等もあった。

g 指導内容等

上官らは，A の上記問題点を踏まえ，時期や練度に応じて適切な指導を行ってきたものであり，違法な点はない。

(2) 争点 1 (2) (安全配慮義務違反の有無) について

ア 控訴人らの主張

(ア) 安全配慮義務及びその内容

a 使用者は，その雇用する労働者を従事させる業務を定めてこれを管理するに際し，業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり，使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者は，使用者の上記注意義務の内容に従って，その権限を行使すべきであり，この法理は国家公務員と国との関係にも妥当するから，国（被控訴人）は公務員に対し，信義則上の安全配慮義務を負う。

- b その安全配慮義務については、労災認定基準等に照らし、業務上の代表的ストレッサー（ストレス要因）である、当該公務員の具体的職務内容、作業方法、勤務環境、人員配置、勤務状況、労働時間、休日の有無・多寡、上司・同僚等との職場での人間関係、上記各事項についての変化の有無・内容等がその内容となること、被控訴人は、これらによる業務上の心理的負荷が過重とならないよう注意する義務を負い、その違反は不法行為となるというべきである。
- c 被控訴人の上記安全配慮義務の履行補助者としては、艦長、副長、E 分隊長、F 機械員長、R 1 班長、R 2 班長、S 1 三曹がその履行を補助しており、同人らの安全配慮義務違反の行為は、国家賠償法上の違法行為となり、被控訴人は、これに基づく責任を負う。

(イ) 基礎的就業環境及びこれに基づく安全配慮義務

a Aの基礎的作業環境

Aの置かれていた就業環境は次のとおり高度の労働負荷を伴うものであった。

(a) Aは曹候補者として、入隊後2年、20歳という早さで三曹に昇進しており、短期間で職務上の技能を習得することが求められていた。しかし、自衛隊にはこれに見合う教育プログラムがなく、技能習得には、通常の勤務を超えた各人の努力が必要とされた。これは業務による心理的負荷を相当程度に高める要因であった。

(b) また、上記のような早期の昇進は、昇進に年月を要した隊員からの嫉妬によるいじめの存在につながるものであり、Aは良好な人間関係の構築には困難を伴う状況にあり、この点も業務による心理的負荷を高めるものであった。

(c) Aは、3月に昇進し、さわぎりに乗艦して職場環境の変化があり、この点もストレス要因となった。

(d) さわぎりにおける勤務は、航海時には、24時間3交替制の当直勤務となり、睡眠時間が不規則となるばかりか、労働時間も相当に長時間に及んだ。また、質的にみても、戦闘行為に従事することを最終的な目的として実施される航海任務は高度の精神的緊張を強いられるものであり、Aの属する機関科の業務は護衛艦の運航の安全に直接関わる部署であり、心理的負荷は強度であった。

さらに、上命下服を強いられる軍事組織であることに伴い、人間関係に基づくストレスは強度となり、航海任務では狭い艦内の閉鎖的空間で同一の人間集団で24時間勤務のみならず生活をも共にしなければならぬことによるストレスは著しいものであった。

b 基礎的就業環境に基づく安全配慮義務

被控訴人らは、上記の基礎的就業環境を認識し、又は認識し得たから、次のような安全配慮義務をAに対して負っていたというべきである。

(a) 勤務時間を適宜に調整し、長時間勤務を軽減すべき義務

(b) 過重な心理的負荷のかかる業務を軽減すべき義務

(c) 上司・同僚・部下との人間関係が悪化しないよう、日常的に配慮し、職場の良好な人間関係を構築する義務

(d) 担当業務が単調すぎるものとならないよう配慮する義務

(e) 精神的不調の症状がサインとして表面に現れていないか日常的に配慮し、身近な上司・同僚・部下がこれに気づいた場合には速やかに報告させることによってこれを把握する義務

(f) 何らかの精神的不調が見られる場合には、休暇の付与、教育訓練内容の見直し、仕事の割り振りの再調整、配置換え、カウンセリングを受けさせる等の措置を実施する義務

(g) ハード・ソフト両面において職場環境の改善を実施する義務(事

務室内の採光，騒音，気温，机の配置等適正に保つ，超過勤務の縮減，人事配置，人事管理，仕事の進め方等の適宜の調整，パワーハラスメント等への適切な対処等の措置を執る義務)

(h) また，上記 a のストレス要因に照らし，何らかのストレスの加重要因（上乘せ要因）があれば，心身の健康を害する危険性があつたことから，被控訴人らは，そのような加重要因が加わらないようにする義務を負っていたというべきであり，何らかの理由でやむを得ず加重要因が加わる場合でも，それによって，蓄積ストレス総量が臨界点を超えないよう，基礎的就業環境による労働負荷を軽減する義務を負っていた。

c 安全配慮義務違反

被控訴人らは上記安全配慮義務の履行を怠った。特に，上記 b (c)(e) (f)(g)(h) の義務違反は重大であつた。

(ウ) 8 月下旬以降の A の変調に基づく安全配慮義務

8 月下旬以降の A の本件言動等にかんがみれば，被控訴人らは次のような安全配慮義務を負っていたのに，その履行を怠つたというべきである。

a 労働現場に適切な指揮監督を及ぼすことによって，隊内でいじめ，パワーハラスメントないし職務上の不当な圧力等があればこれを掌握し，直ちに有効な対策を執る義務

b 隊員の経歴，置かれた状況等に応じて柔軟な指導を行い，間違つても精神的に追い込まれるようにならない配慮をするべき義務

c 隊員の精神的健康状態に日常的に配慮してこれを把握し，隊員に明らかに変調がある場合は，すぐに事情を聞き，教育訓練内容を見直す，休養させる，カウンセリングを受けさせる等の措置を執る義務

特に，本件の具体的事情にかんがみ，上記の具体的態様として，1

1月3日からの航海において、乗艦させない措置を執る義務

イ 被控訴人の主張

(ア) 安全配慮義務の存否

不法行為法上の自殺防止義務は、何らかの法律関係に基づく特別の社会的接触の関係に基づかずに、法令に基づいて当然に負うべきものとされる通常の注意義務であり、上官と部下という関係を前提としない一般人相互間でも生じる作為義務であるから、上官らに、いじめ等による何らかの先行行為が存在したのであれば格別、そのような事実が存在しない本件においては、そもそも上記作為義務は発生しない。

(イ) さわぎりにおける勤務環境等

さわぎりの勤務環境等は次のとおり、良好で問題がなかった。

- a さわぎりでの航海当直は、3交替制であったが、不規則なものではなく、特に過重なものではなかった。また、停泊当直については、5日に1回であり、それ以外の日は、朝出勤し、夕方帰る勤務であり、Aが長時間時間外労働していたという事実もない。
- b さわぎりにおける人間関係についても、曹候出身者の昇進が速いとしても、上官、先輩、同僚等を問わず、分からないところを教えたり、仕事の悩みについて助言を行ったり、将棋やゴルフなどを共にするなどしていたもので、上官に相談できる体制もあり、上にものを言いにくい雰囲気もなく、厳しい叱責を受けることはあるが、危険な作業を伴うときなどに限られ、納得のできるものであって、人間関係は良好で特に問題はなかった。
- c おおよどとさわぎりのガスタービンエンジンは基本的に同一であり、他の艦に移ったものではあっても、技術面でAの負担は軽減できるものであった。

(3) 争点1(3)(相当因果関係の有無)について

ア 控訴人らの主張

(ア) Aは、前記のAの上官らの違法な行為により、うつ病にり患し、これによって自殺に至ったものであって、その間には相当因果関係が認められる。

(イ) うつ病は、その病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いと医学的に認められることから、業務による心理的負荷によってうつ病を発病したと認められた人が自殺を図った場合には、精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定すべきであり、発病前6か月間に、客観的に発病させるおそれのある業務に強い心理的負荷が認められること、業務以外の心理的負荷及び个体側要因により発病したとは認められないことが認められれば、原則として相当因果関係を認めるべきである。

(ウ) 上記(イ)に照らし、本件においては、Aが、Aの上官らの違法な行為に起因するストレスを受けており、その他のストレスが認められず、うつ病にり患していると認められるときには、上官らの行為とAの自殺の間には相当因果関係が認められるべきである。

Aは、上官らの違法な行為によって、臨界点を超える心理的負荷を与えられていたもので、家庭やA自身に何ら問題はなく、他の要因による発病は考えられないところ、Aは、遅くとも10月ころには中等度のうつ病にり患し、その後自殺を図ったものであることからすれば、相当因果関係は優に認められるというべきである。

(イ) また、被控訴人らの安全配慮義務違反とAの自殺との間に相当因果関係があることは明らかである。

(オ) 被控訴人は、Aの自殺の原因をその技能練度についての悩みを深めたこと等にあると主張するが、Aには、技能練度上の問題は特段なく、

仮にあったとしても、経験の浅い隊員として当たり前の程度であったものであり、自殺につながるようなものではなかった。

イ 被控訴人の主張

(ア) Aの自殺原因は、以下のとおり、三曹という階級とそれに見合う自己の技能練度との乖離に苦悩し、焦りを徐々に募らせていったことにあるというべきであり、上官らから受けた行為によるストレスによってうつ病にり患し、自殺に至ったものとはいえない。

(イ) Aは高い理想を抱いて自衛隊に入隊したが、さわぎり乗艦後、8月下旬ころまで、気が利かない、積極性がない、技能練度の低さに対する危機感を持たないなど、技能練度不足であるのに、その向上への自覚及び行動は見られなかった。

しかし、7月ころから、1年後輩の曹候らに対して技能練度で後れをとるに至り、Aもそのことを自覚していったと思われる。

また、Aは、8月下旬ころ持ち家を購入しようとして、トラブルとなり、上司らから指導を受けるなどして、社会人としての対応能力の不十分さを自覚したものと考えられる。

(ウ) Aは、上記のように理想と現実の乖離を認識して、9月ころから猛勉強を開始したが、急に身に付くものではなく、成果が上がらずに精神的疲労を重ねていったと思われる。

(I) こうした中で、Aは逃げ場を見出すこともできず、抑うつ状態となり、本件事故に至った。

(4) 争点1(4)(故意又は過失の有無)について

ア 控訴人らの主張

(ア) 前記(1)アの各行為を実行した者にその故意があったことは当然である。また、その行為が正当な指導でないことも当然に知り得べきであった。

(イ) 被控訴人らは、Aの基礎的就業環境を認識し、又は認識し得たものであり、それへのストレス加重（上乘せ）があれば、Aの心身の健康を害する危険性があることを認識し、又は認識し得た。

(ウ) 予見可能性を基礎づける認識対象たる事実としては、上記(ア)(イ)のような認識又は認識可能性をもって足り、Aの健康状態悪化の認識までは不要である。

仮に、健康状態悪化の認識又はその可能性が必要であるとしても、Aには前記のような著しい変調がみられていたのであるから、上官らはそのAと狭い艦内で寝食を共にし、四六時中顔を合わせる関係にあつて、Aの変調を認識しなかったはずはないし、少なくとも認識し得なかったとはいえない。

特にR1班長は、Aの所属する班の長であったから、Aの状態に気づかなかつたはずはないし、E分隊長もAを始め隊員の日常生活の状況を知っていたものであり、その状態に気づいていたはずである。

イ 被控訴人の主張

(ア) 上官らにいじめ行為はなく、被控訴人らはAの安全に十分配慮していたものであつて、故意、過失もない。

(イ) 仮に、不法行為法上も、上官らに、上官と部下という特別な社会的接触の関係を前提として、Aの自殺を防止すべき作為義務が存在するとしても、以下の事情から見て、上官らには、Aのうつ病的症状ひいてはAの自殺について予見可能性、結果回避可能性はなかつた。

a Aの本件言動は、本件事故後に行われた事故調査により判明したもので、本件事故当時、これらの事実は上官らに報告されておらず、上官らはその全容を認識し得なかつた。

b Aの生活態度等は、出港日の11月3日から11月7日午後6時までの間、当直時間外に操縦室及び機関科事務室等で勉強している姿が

数回目撃されているほかは、別段変わるところはなく、同日午後6時の当直終了後、機関科の同僚2名が、Aと将棋を指しているが、その際も特に普段と変わったところはないと見られていたのもあって、これらのAの客観的行動から、Aがうつ病的症状に陥っていると疑うのは困難である。そもそもうつ病であったか否かの判断は、精神科医師の精神医学的判断に委ねられるべきところ、生前、Aには、精神科医への受診事実が認められない上、艦内で指定されているカウンセラーへの相談歴も皆無であり、事故調査の結果判明した事実は、精神医学の専門家ではない隊員が、自殺の事実を知った上で事後的に振り返った主観的認識にとどまり、これをもって、Aがうつ病的症状に陥っていたと即断することは相当でない。

c 控訴人らやB1からも、上官らに対し、Aの状況について訴えはなかった。

(5) 争点2(1)(本件公表の違法性の有無)について

ア 控訴人らの主張

(ア) 名誉権の侵害

a Aの自殺の原因は、前記のとおり、上官らのいじめ又は安全配慮義務違反という組織内の問題にあるにもかかわらず、本件調査報告書は、Aが個人的要因から自殺したことを内容とするものであって、その記載内容は、Aの基本的な人間像を歪曲し、事実に反するものである。

特に、「Aは、それまで、自ら進んで物事をやろうとしない勤務姿勢であった」(同32頁)、「Aが三等海曹という階級に応じた責任と本人の技能練度との乖離を認識し始め、8月中旬ころから次第に自ら精神的な負担を増大させていった結果、自殺に至った」(同32～33頁)、「R2班長は、Aから3本の『百年の孤独』を、それぞれ、散髪の礼、餞別、及び、自宅で夕食を振る舞った際の返礼

として受領したもので、意図的に要求したものではない」(同8～9頁)、「艦内飲酒が本件事故の要因となったとは考えられない」(同40頁)とする点は、明らかに事実と反する。

b 以上からすると、総監部による本件公表は、Aの両親である控訴人らの名誉権を侵害するものとして、不法行為に当たる。

(イ) 人格的利益の侵害

a 上記のとおり、総監部は、上官らのいじめ及び安全配慮義務違反という組織内の問題によりAを自殺に追いやったにもかかわらず、これをAの個人的要因にすり替え、Aの基本的な人間像を歪曲するような、事実と反する内容を公表し、又は妥当性を欠く見解を表明した。

b 総監部は、本件調査報告書の内容をマスコミに公表する前に、遺族に内容を説明したり、その意見を聴取することがなかった。また、マスキングに際しても恣意的であった。

c 以上からすると、総監部による本件調査報告書の公表は、控訴人らのAに対する敬愛追慕の情などの人格的利益を侵害するものとして、不法行為に当たる。

(ウ) 本件公表の違法性について

a 違法阻却事由の不存在

本件公表は、被控訴人の保身のために、一方的にその見解を広報したとみるべきであって、公益目的であったとはいえず、真実性の証明もない。

b 公表の仕方及び遺族感情

12月初めには、海上自衛隊広報係長が報道関係者に「家庭に問題があったのを知っていますか。」などと電話した上、総監部において、遺族の了解なしに公表し、遺族感情を著しく傷つけた。

イ 被控訴人の主張

(ア) 本件調査報告書は、護衛艦内での自衛官の自殺原因の究明及び公表という「公共の利害に関する事実」に係るものであること、本件事故原因が海上自衛隊内でのいじめである旨報道されたことにより、失墜しかねないおそれのあった海上自衛隊への信頼を回復し、国民への説明責任を全うするという「専ら公益を図る目的」での事実摘示であること、本件調査報告書は「真実であることの証明」がなされたものであることからすれば、本件公表には違法性がなく、不法行為は成立しない。

仮に、本件公表部分の記載事実について「真実であることの証明」が十分でないとしても、本件調査報告書は、関係者からの徹底した調査に基づき作成され、本件公表部分に限って公表されたものであって、総監部が、本件公表に当たり、その内容が真実であると信じたことについて故意・過失はないから、不法行為は成立しない。

(イ) 総監部には、本件公表前に、遺族の意見を聴取すべき義務はない。

(6) 争点2(2)(謝罪請求の可否)について

ア 控訴人らの主張

上記について不法行為が成立する場合、被害者である控訴人らは、国家賠償法4条、民法723条に基づき、裁判所に対し、侵害された名誉等の回復のために適当な処分を求めることができるところ、加害者が被害者に対して自己の非を謝罪することは、社会通念上、加害者としての当然の義務であるから、裁判所は、上記適当な処分として、Aの自殺について不法行為責任を負う被控訴人に対し、被害者である控訴人らへの謝罪を命ずることができるというべきである。

イ 被控訴人の主張

民法では、不法行為による損害の回復は金銭賠償が原則とされており、民法723条は、その例外として、名誉毀損によって社会的評価が低下した場合に、謝罪「広告」等の原状回復の方法を許容したものであり、同条

は、「謝罪」そのものを命じる根拠となるものではない。

(7) 争点3（損害額）について

ア 控訴人らの主張

被控訴人らの本件各不法行為による控訴人らの損害は次のとおりであり、控訴人各々につき5000万円を下らない。

(ア) 鑑定意見書作成報酬 各7万5000円

(イ) 鑑定意見書作成依頼時の出張経費 各2万8587円

(ウ) 慰謝料 少なくとも各4989万6413円

イ 被控訴人の主張

いずれも争う。

(8) 争点4（軍事オンブズパーソン制度の創設請求の可否）について

ア 控訴人らの主張

加害者に不法行為が成立する場合、その効果として、被害者自身及びこれと一定の関係に立つ者は、不法行為の再発予防請求権を有すると解すべきであるから、Aの両親である控訴人らは、同請求権に基づき、被控訴人に対し、軍事オンブズパーソン制度の創設を請求することができる。

イ 被控訴人の主張

我が国の不法行為法上、再発予防請求権なる請求権を根拠づける法規定はないから、控訴人らの上記請求は法的根拠を欠くものである。また、控訴人らの主張する制度は、控訴人らの権利救済を目的として主張するものではなく、不法行為規範からこのような制度創設が義務付けられることはない。したがって、控訴人らの上記請求は、司法判断の対象とはなり得ないから、裁判所の判断を求めることのできる法律上の争訟性がなく、不適法な訴えである。

第4 当裁判所の判断

1 認定事実

証拠（各項目中又は末尾掲記）及び弁論の全趣旨によれば、以下の各事実を認めることができる。

(1) さわぎり乗艦に至るまでの経緯

ア 高校卒業まで

Aは、昭和53年月日、宮崎市で出生し、2歳のころ両親が離婚して母である控訴人X2に引き取られ、同人に養育された。同人は、Aが中学1年生の時に、控訴人X1と再婚し、Aは平成年月日同控訴人の養子となり、以後は控訴人らに養育された。

Aは、宮崎県立 高校（普通科）に進学し、卒業に際しては、自衛隊に入隊することを希望し、曹候の試験を受けて合格した。

Aは、学生時代を通じて、特に不適應を生じたことはなく、中学時代に数人から暴力を振るわれたという出来事があった際も、また、控訴人らの転居に伴って複数回転居や転校をした際にも、登校拒否等になることもなく、適應した生活を続けていた。

イ 自衛隊への入隊

Aは、平成9年3月、上記高校を卒業後、同月31日、第22期曹候として、海上自衛隊に入隊し、同時に、佐世保教育隊に教育入隊し、同年9月8日まで同隊で教育を受けた。その際の成績は、139名中107位で、教務点、勤務点とも平均点を下回っていたものの、運動能力テストについてはいずれも1級であり、この面で極めて優れた者しか受章できない金の記章を取得した。

同年4月9日に行われた心理適性検査（Y-G性格検査、内田クレペリン検査、CAS検査）において、Aは、やや業務処理能力が低く、精神的な偏りも強く、不適應が表出しやすいが、情緒の安定した積極外向型の適應性の高い性格で、不安に対する耐性が強く精神的にタフで安定していると判定された。

Aは、同年9月8日、神奈川県所在の海上自衛隊第二術科学校（第0902期海士ガスタービン課程）に入学し、同年10月1日、一等海士になった。同課程での成績は、19名中10位であった。

私的には、Aは、同じ自衛官であったB1と知り合って交際するようになり、同年 月 日婚姻し、上記課程を修了してから同居生活を開始し、翌平成10年 月 日長男B2が誕生した。

ウ おおよどにおける実習

Aは、平成10年2月4日、おおよどに部隊実習として乗艦し、機関科に配置され、同年4月1日、海士長に昇進した。

Aは、おおよどにおいて、同年8月ころから10月ころまでの間、R2班長の班に所属したが、同人は、Aのおおよど乗艦中、数回にわたり、Aの散髪をしたり、入港時に持ち合わせがなかったAに金銭を貸したり、子供の名前の付け方の本を貸したりするなどし、一方、Aは、R2班長に対し、2回にわたり、謝礼や送別の趣旨で、自発的に本件焼酎を贈るなどし、両者は互いに良好な関係にあった。

Aは、同年 月 日、生まれたばかりのB2が集中治療室に入ったとの連絡を受けて無断で外出し、そのことで上陸を停止されたほかは、上記実習期間中に特に問題のある行動はなかった。

術科訓練については、当直を行った際に、指導に当たる担当官らから質問されたり、他の者が機器の操作を行うのを見学したり、自分で機器の操作を練習したりという方法が採られ、技能の検定が行われることもあり、また、競技の形式を採った訓練が行われることもあった。また、各自で配管調査を行ってこれを図面にすることが課題とされた。

Aは、手先信号についての競技の形式を採った訓練で特別賞をもらうなどして、分隊長から努力をほめられたこともあった（同年9月22日）が、経験に相応して未熟な面が多く、造水装置起動テストになかなか合格せず

(同年7月28日),最後まで合格しなかったり(同年8月12日),機械長から操縦室の仕事は大丈夫だと言われたが自分では8割の出来だと思おうと日誌に記載し,分隊長から8割は大甘だと指摘され,自戒を促されたりした(同年11月7日)。

また, Aは,実習中,後輩から見られていることや,追い越される不安を述べたこともあった(同年6月19日)が,分隊長から三曹昇進まで間がなく,経験は少ないが,貪欲に質問等をして自分の身につけてほしい,追い越されても気にするななどとアドバイスを受け,特に不適應を生ずることはなかった。

I 佐世保教育隊(海曹予定者課程)

Aは,1月5日おおよどでの実習を終え,翌6日,第22期曹候海曹予定者課程に進み,佐世保教育隊に戻り,3月25日にこれを修了した。同課程での学生としての教務成績は,124名中91位,勤務成績は124名中56位であった。

(2) さわぎり乗艦及びその後の経緯

ア 三曹昇進とさわぎり乗艦

Aは,3月25日,三曹に昇進し,さわぎりに配属され,乗艦した。さわぎりへの配属は,先に同艦に乗艦していたR2班長の推薦によるものであった。

イ 艦内における配置,任務等

(ア) 内務編制と配置

Aは,さわぎりにおいて,第3分隊に配属されたが,同分隊は,ガスタービン員2個班(31班,32班),電機員1個班(33班),応急工作員と艦上救難員を合わせて1個班(34班)の計4個班で編制されていた。Aは2機の室員(ガスタービン員)となり,部隊編制上は32班に配置された。

(イ) ガスタービン員の構成

Aのさわぎり乗艦当時のガスタービン員は，3 1班，3 2班ともに13名ずつの計26名であった。

a そのうち，Aの上官に当たるのはF機械員長，R 2班長（3 1班）及びR 1班長（3 2班）の3名であった。

b 二曹又は三曹の先任者は，S 2三曹，S 3三曹（両名はいずれも3 1班），S 1三曹及びS 4三曹（両名はいずれも3 2班）を始めとする計16名であった。

c Aより下の階級であるが隊員歴は長い者がU 2海士長（3 1班）とU 3海士長（3 2班）の2名であった。

d Aより下の階級であり，かつ隊員歴も短い者がU 4海士長（曹候実習生），T 1一士（隊員歴1ないし2年，3 1班），U 5海士長（曹候実習生）及びT 2一士（隊員歴1年8か月，3 2班。）の3名であった（なお，U 1士長が6月からさわぎりに乗艦したため，以後，Aより階級・経歴の下の者が計4名となった。）。

e Aと同期の者はいなかった。

(ウ) 当直勤務

さわぎりにおける機関科の当直勤務は，停泊中と航海中とで異なり，それぞれ次のような内容であった。

a 停泊当直

当直海曹1名，当直海士1名が終日勤務する体制で行い，主な立直場所は，操縦室である。

作業としては，主機とこれに関わる機器は原則として運転せず，補助ボイラ，発電機，冷凍・冷房機，消火海水ポンプ，MGPS（海洋生物付着防止装置）などの起動・停止，それらの機器の運転監視や艦内巡視を行う。

b 航海当直

機関科を3つの直に分け、3交替制で行う。

立直場所は、操縦室と機械室であり、当直員は、操縦室に機関科副直士官を含め約8名、1機及び2機に各2名、補機室及び電機整備室に各1名がそれぞれ配置される。

当直時間は、午前零時から午後零時までが4時間ごと、午後零時から午前零時までが3時間ごとと定められ、各直が交替で勤務する。

作業は、停泊当直における作業内容に加え、ガスタービン員としては、主に主機の起動・停止、主機の水洗浄、マスカープレーリ装置の抽気、燃料タンクの切替え等を行ったり、それらの機器及び減速装置、翼角変節装置、軸、軸受け、主機関連補機、機械室外の機器（舵取機、冷凍・冷房機など）の運転監視を行う。

(I) 非当直勤務

当直員でない隊員は、次のような日課を行う。

a 停泊中は、午前7時までに帰艦し、午前8時から分隊整列後、作業（副長の通達により艦としての行事を行ったり、分隊ごとにその日の作業内容を実施したりする。）、午前11時15分から配食用意後配食、午後1時から体操後、副長から示達事項、作業、午後4時45分から外出が許可される。

b 航海中は、午前6時起床、午前8時から訓練、午前11時15分から配食用意後配食、午後1時から訓練、午後4時から艦上体育、午後5時15分から配食用意後配食、午後7時から掃除、午後7時30分から午後10時までが自由時間となる。

(オ) 生活環境

乗員は、佐世保港に停泊中は、外出が許可される午後4時45分から帰艦時刻である翌日午前7時までは帰宅して自宅で過ごすことができた

が、航海中や佐世保港以外の場所に停泊中の場合は、通常、さわぎり艦内の居住区に割り当てられたベッドで寝泊まりしていた。

ベッドは、3段ベッドが使用され、各班の上級者から順に、同級者間であれば隊員歴が長いか、さわぎり乗艦時期が早い先任者から順に、上段から割り当てられる慣行であった。

Aのベッドは、本件事故当時、3段ベッドの最下段であり、その最上段はS1三曹であった。Aは、31班及び32班の三曹で唯一最下段のベッドを割り当てられていたが、Aより下の階級の者で最下段のベッドを使用していない者は1名のみであった。

なお、さわぎりの乗員1名が、平成10年4月ころ、艦内で飲酒し、海中に転落したことがあったが、その者が使用していたベッドは、Aが割り当てられたベッドではなかった。

ウ Aの状況

(ア) 新乗艦者教育期間（3月25日～4月上旬）

まず、Aは、乗艦から約2週間、艦内生活における一般的事項及び機関科停泊当直海士としての仕事内容を身につけることを目的とする新乗艦者教育を受けた。

術科訓練については、指導に当たるR1班長らから質問されたり、他の者が機器の操作を行うのを見学したり、自分で機器の操作を練習したりという方法が採られていた。

この時期には、Aには多少の業務上のミスはあったが、厳しく叱責されたこともなく、不適應を生じたようなこともなかった。

(イ) 見習教育期間（4月上旬～6月上旬）

次いで、Aは、2か月間にわたる見習教育を受けた。

曹候出身者は、一般職員として入隊した者よりも相当短い期間（2年間）で一等海士、海士長、三曹へと順に昇任するところ、この間、実際

に機器類に触れ，整備等を実施する期間は1年弱にすぎないため，三曹に昇任した当初は，長年乗艦している海士長に比べて技量面で劣り，三曹として要求される技量水準には到達していないことが多い。そこで，このような経験不足を補い，機関科運転員として一応の当直勤務が単独で実施できる練度に達することを目的として，上記教育期間が設けられていた。

Aは，同期間中，当直海士の見習として立直し，同じ当直に入る海曹らに指導を受けることとされ，航海当直中は，S4三曹から指導を受けた。

この時期のAは，上官らの指導には素直に従うものの，上官らからは，作業手順の習得に時間がかかったり，基本的事項の理解が遅かったりして，指導の効果が上がりにくい上，指示がない限り自ら進んでやろうとせず，仕事に対して消極的であるとの評価を受けた。また，当直をすることを賭けてU4士長と将棋をし，負けた同人に当直をさせようとして注意を受けたことがあった。

同期間中，Aは，T2一士に対し，「自分は三曹であるため，仕事の分からないところについて質問しにくい」旨述べたことがあったが，他に仕事や上官らからの指導に関して悩んでいるといった言動はなかった。

(ウ) 見習教育期間終了後本件検査期間前まで（6月上旬～8月上旬）

a 5月末ころ，上記見習教育期間が終了に近づいたものの，Aの技能練度が単独で当直勤務を実施できる程度には達していないとして，R1班長らが機関長とも協議・検討した結果，見習教育期間終了後も，8月上旬の年次検査開始ころまでは，上記見習教育期間と同様の勤務態勢をとることとされた。

b Aは，上記期間においても，上官らからは，依然として知識・技能

の習得に対し必ずしも積極的でなく、また、同時期に行われた海水こし器の整備や清掃に不可欠な工具の準備を忘れてたり、清掃前に閉鎖すべきバルブを理解せず、清掃後の空気抜きを忘れてたり、主機の水洗浄のたびに洗浄用コック及び吸気ドレン弁を開け忘れてたりして、技能練度が向上しているとはいえないとの評価を受けた。

S 1 三曹は、7月中旬ころから航海当直についてAと同直になり、Aを指導するようになった。その後、Aは勤務中に居眠りをし、S 1 三曹から注意を受けたことがあった。

操縦室又は機械室からの主機の起動、停止、主機の水洗浄については、Aより曹候の1年後輩であるU 4 士長らは7月ころにはこれを習得していたが、Aは、これをまだ習得しておらず、S 1 三曹はR 1 班長にそのことを報告した。

このころ、S 1 三曹は、曹候実習生の指導を兼ねて、Aらが理解しやすいよう作業順序を記したシールを機器に貼り付けたりしたことがあった。

- c R 2 班長は、6月ころ、Aの散髪をし、その際に、おおよど乗艦中に贈られた本件焼酎がおいしかった、なかなか手に入らないらしいねなどと言い、Aは「また手に入ったら持ってきます。」等と答えた。
- d Aは、7月下旬ころ、F 機械員長から配管弁について質問されたが、これを知らなかったため、F 機械員長から、「お前も乗艦して3、4か月だろ。配管調査をしていないのか。少しはやる気を出せ。」と指導された。
- e Aは、7月ころ、B 1 に対し、U 1 士長が乗艦当初に遅刻して以来、班長らが同人に厳しい態度で接するため、同人がかawaiiそうであること、班長たちの指導の仕方に問題があると思うこと、U 1 士長がR 2 班長からランプの最低のカードを意味する「ゲジ2」と呼ばれ落ち

込んでいたことなどを話した。また、さわぎり艦内で賭トランプや飲酒が行われている、E分隊長は若く、R1班長やR2班長らの行動を見て見ぬふりである、R2班長から本件焼酎を持参するよう催促されているなどと話した。

しかし、Aは、機器の操作を習得できない等仕事について悩んでいるとか、班長らから侮辱、叱責されたり、厳しい指導を受けているといった発言はしていなかった。

(3) 本件検査期間

ア 本件検査期間前半（8月9日～8月23日）

(ア) さわぎりは、8月9日から長崎市の造船所において年次検査を実施した。本件検査期間中の乗員らの作業内容は、分隊全体で行う作業として、錆び打ち、塗装、海水こし器の清掃、軸受けの油の交換などがあり、Aは、他の乗員らとともにこれらの作業を行った。

Aは、上記期間中に、機器の分解・組立てを行ったことがあったが、これらは危険を伴う作業であることから、最低2人以上の隊員でこれを行っており、1人で行うことはなかった。

一般に、機関科の隊員は、配管の状況を理解しておくため、配管調査を行う必要があるところ、そのことは実習において教育され、配管図を作製提出するよう指示されるが、実務に就いた後には、ある程度の期間内に調査をしてこれを理解しておけばよく、図面化したり、それを提出したりする義務はなかったが、Aは、このころ、配管調査を行ってこれを図面にしたものを提出しなければならないと言って焦りを見せていた。

(イ) Aは、8月中旬、S3三曹及びU5士長とゴルフに行き、また、8月16日から23日まで夏期休暇を取り、その間、宮崎の実家に帰省した。

Aは、宮崎の実家において、控訴人らに対し、前記(2)ウ(ウ)eと同様の話をし、控訴人X2が用意した本件焼酎4本をR2班長に持って行くかどうか、R1班長にも持って行くべきか等を相談した。

この時期までは、そのほか、Aが、仕事に関して悩んでいるとか、自身に対する班長らの言動に問題がある旨親族や同僚らに話したことはなかった。

イ 年次検査期間後半（8月24日～9月27日）

(ア) Aらは、8月8日ころ、不動産業者から自宅用土地の購入及び自宅建物建築の勧誘を受け、その後、現地を見分するなどして、B1と相談の上、これに応じることとし、8月27日に手付金1万円を支払って建物建築工事の請負契約書に署名捺印したが、翌28日には契約を解約することとして業者側に連絡したものの、業者側がこれに応じなかったことからトラブルとなり、業者の言われるがままに9万円の支払をしたが、業者側は契約の解消には応じなかった。A及びB1の各両親も佐世保を訪れて契約の中止のために業者と交渉したり、長崎弁護士会に相談に赴くなどしたが、Aからの休暇申請がされたことからE分隊長においても業者とのトラブルの経緯を知るに至った。その後、Aは、佐世保教育隊時代の上司であるD分隊長宅に妻B1らを避難させたりしたが、結局、業者との間では、9月3日、10万円を違約金として支払い、契約を解約することの合意に達し、トラブルは解消するに至った。

なお、Aは、上記の解約手続が済んだ後、E分隊長から注意を受け、また、第3分隊では全員を集めて分隊先任において同様のトラブル発生を避けるようにとの注意の喚起を実施した。

(イ) Aは、8月末ころから、本件言動をするようになったが、一方では、9月初めころからは、Aは、機関科事務室で機器の取扱説明書を読んで手帳に書くなど、よく勉強しており、先輩・同僚らは、Aのこのような

様子に気付いて、話題にしたこともあった。

このころ、S 1 三曹は、A が冷凍装置の取扱説明書を見て勉強しているのを見て声をかけ、冷凍機の図面を紙に書いて示しながら説明したことがあった。

また、A は、勉強のため普段より 1、2 時間程度遅く帰宅することが 2、3 回あった。

(ウ) A は、9 月ころ、R 2 班長に対し、本件焼酎が手に入ったので持参する旨伝えたが、R 2 班長は、その日は長崎に入港中であったことから、わざわざ長崎まで持ってくる必要はないと答えた。

その後、R 2 班長は、A からおおよどで 2 回にわたり本件焼酎をもらっていたこともあり、再度本件焼酎を贈られる際には、その返礼を兼ねて一度同人とその家族を自宅に招待しようと考え、その旨 A に伝えた。

(I) 9 月に入って以降、A は、親族らに対し、次のような言動をした。

a 9 月 1 日、A は、前記住宅トラブルの件で佐世保を訪れていた控訴人 X 2 に対し、さわぎり内で上官らから「バカ、バカ」と言われ始めたと話した。

b 9 月初めころ、A は、B 1 に対し、三曹の先輩から、班長以下数人がレストルームで A の悪口を言っていたとして、「お前、何か悪い事をしたんか？ひどい言われ様だぞ。」と教えられたと話した。

c A は、9 月 12 日ころ、控訴人 X 2 に対し、さわぎりから転落して死亡した人のベッドを使っているため、気持ちが悪いのでお守りを送って欲しいと依頼した。

その際、控訴人 X 2 が、A に対し、D 分隊長に相談したのかどうか尋ねると、A は、「D さんには言っても仕方ない。」と答えた。

d A は、9 月中旬、長崎から自宅にいる B 1 に対し、R 1 班長の酒に半強制的に付き合わされている旨の電話をかけた。

e Aは、9月21日、兄であるC1に「上からきついことを言われる」と電話で話した。

(4) 年次検査終了後11月3日の出航前まで(9月28日から11月2日まで)

ア レンジャー部隊への配属の打診

Aは、9月末ころ、E分隊長から、レンジャー(特別警備隊)への誘いがあるが希望するかどうかを尋ねられ、親族らとも相談した結果、家族と数か月間離れることに耐えられないとの理由で、これを断った。

R1班長は、そのころ、この話を聞いて、Aに対し、「お前なんか仕事もできないのに、レンジャーなんかに行けるか。」と述べた。

イ R2班長宅訪問

(ア) R2班長は、10月5日又は6日ころ、AとU1士長に対し、「ゲジ2が2人そろうとるな。」と言い、Aを自宅に招待する日程を決めるため、Aに対し、「焼酎いつ持ってくつとや？」と聞いた。R2班長は、その際、Aのことを「百年の孤独要員」と呼んだ。Aは、そのころ、B1に対し、R2班長から「ゲジ2」と呼ばれたことを話した。また、Aは、このころまでに、控訴人X2又はB1にR2班長から「百年の孤独要員」と呼ばれたことも話した。

(イ) Aは、R2からの招待について、B1に対し、「行ったらきっとB1の前で自分の悪口を言われる。」との理由で、R2班長宅を訪問したくないと述べた。一方、Aは、他の隊員に対しては、本件焼酎が手に入ったと言ったら、R2班長がAとその家族を自宅に招待してくれることになった、Aの妻はR2班長宅を訪問したくないと言っているなどと話した。

(ウ) Aは、10月13日、B1及びB2とともに、本件焼酎と果物の詰合せを持参して、R2班長宅を訪問した。当日、R2班長宅には、ほか

にU 2 士長が招待され，同席した。R 2 班長は，自ら魚を調理するなどして，Aらを接待し，夕食の席では，刺身や寿司等が供された。

R 2 班長は，その席上，自身の3 1 班とR 1 班長の3 2 班を比較し，3 1 班は仕事ができるが3 2 班は仕事ができない旨話したり，Aに対し，「お前はとろくて仕事ができない。自分の顔に泥を塗るな。」などと言ったり，U 4 士長に対する指導として，班員に目をつぶって手を挙げさせ，同人を丸刈りにするかどうか決め，結果として同人が丸刈りになった話などをした。

また，その日，R 2 班長は，Aが乗っていた自動車が宮崎ナンバーであるのを見て，登録の変更手続が必要であると述べた。

A夫婦は，その際に出された寿司が美味しかったとして寿司屋の場所を聞いたり，Aが熱帯魚の話をしたりして歓談し，R 2 班長の子供たちとB 2 の写真を撮影するなどした。Aは，後日，上記寿司屋へ家族で食事に行き，R 2 班長にその旨話すなどした。

(I) Aは，R 2 班長から上記(ウ)の指摘を受けたことから，自動車登録の変更をしようと考え，1 0 月1 9 日，その必要書類である自動車保管場所の承諾書を取得したが，D 分隊長から車検の際に変更すればよいと助言されたため，これを見送った。

ウ Aの執務状況，職場での言動等

(ア) Aは，このころも，熱心に勉強を続けており，1 0 月中旬の航海までには，操縦室からの主機の起動・停止については習得したが，機械室からの主機の起動・停止はまだ習得していなかった。

(イ) Aは，手帳に勉強した内容を記載していたが，その内容は， 初歩的なもの， さわぎり内で実際に起こった機器トラブルへの対処法， F 機械員長が主催していた勉強会の内容， Aが取扱説明書を見ながら自習したと思われるもの， 取扱説明書には載っておらず，先輩隊員ら

に教えてもらわなければ分からないもの、さわぎりでは使用されていないディーゼル発電機に関するものなどが混在していた。

(ウ) S5三曹(S533班)は、10月9日、Aが、第4居住区のレストルームで同僚らと話をしている最中、「仕事があまり分からない。」、「覚えられない。」などと話しているのを聞き、Aに対し、「あまり悩むな。」、「基礎からやるしかない。」などと助言した。また、S5三曹は、10月21日、Aがさわぎり艦内をうつむき加減に歩いているのを見て、「どうしたんだA、元気ないな。」と声をかけたが、Aは、S5三曹を避けるようにして立ち去った。同人はAがうつ病であるかのような印象を受けたが、Aの状況をよく知らなかったため深刻には受け止めず、特に上官らに報告するなどの行動は執らなかった。

(イ) T2一士が、10月18日ころ、Aに朝の挨拶をしたところ、同人は返事をしなかった。10月25日ころにも同じようなことがあったので、T2一士は、Aに対し、「元気がないですね。」と声をかけたが、Aは、無言で通り過ぎていった。しかし、そのころ、Aは居住区でU5士長らと将棋をするなどの行動もあり、T2一士は、その姿を見かけるなどしていたため、深刻に受け止めず、特に上官らに報告するなどの行動は執らなかった。

I Aの親族らへの言動

(ア) 10月上旬、B1の父C2は、Aと2回ほど電話で話した。その際、Aは、C2に対し、R1班長から、分からないことを質問されたり、機械の分解など分からないことを部下の前でやらされたりして、非常にきついなどと、落ち込んだ声で話した。

(イ) Aは、10月上旬ころから、B1に対し、R1班長から、「お前は三曹だろ。三曹らしい仕事をしろよ。」、「お前は覚えが悪いな。」、「バカかお前は。三曹失格だ。」、「仕事ができんくせに、三曹とかいうな。」

などと言われる，分からないところを聞いても教えてもらえないなどと言うようになった。

また，「班長からいろんな質問を次々にされて，分からないと『三曹のくせに』と常に言われ，勉強しても追いつかない。」と言ったり，「俺，そんなに頭悪いかな。」と言ったりし，頭が悪いはずがないとB 1に言われても，「でも覚えられない。質問にも答えられない。勉強しなくちゃ。また艦で言われる。」などと述べて，落ち着きがなく，次から次と教本や資料を引っ張り出し，どこから手をつけるべきか迷い，早くすべてを理解しようと焦っている様子であった。

10月8日深夜，Aは，B 2が発熱したため，病院に連れて行って受診させ，翌日午前2時ころ帰宅したが，落ち着かない様子で，午前3時ころ，勉強をするためと言って，さわぎりに戻った。このほかにも，Aは，夜間，自宅からさわぎりに戻ることが1，2回あった。

(ウ) 10月中旬ころ，Aは，B 1に対し，「明日は何を責められるのかと思うと眠れない。」，「眠れても1，2時間程度だ。」と話した。

(I) Aは，10月16日夜，控訴人X 2に電話をかけ，「僕は今蛇ににらまれた蛙だよ。宮崎に帰ろうかな。」と言った。これを聞いて心配した控訴人らは，夜中に宮崎を発ち，翌17日早朝，佐世保に着いた。

Aは，控訴人らに対し，勉強した内容を記載したメモを見せ，「こんなに勉強してもまだ覚えていないところがあるんだよ。」と言うなどし，控訴人らが来ていたのに，夜間，勉強のためと言ってさわぎりに戻った。

(オ) このころ，Aは，家事をしているB 1について回り，いろいろ話をするという行動があった。

(カ) Aは，10月27日，控訴人X 2と電話した際，同人から，知人をお願いしてさわぎりから別の艦に変えてもらおうかと尋ねられたが，「そのときはね。」などと言って，これを断った。

(キ) Aは、11月2日、同期の友人に電話をかけ、「僕の上はきつだよ、君はどう?」と言った。

また、控訴人X2から班長らの行動について尋ねられ、翌3日からの出航について、「明日から24時間やられる。」などと話した。

オ 警急呼集訓練

さわぎりでは、10月30日、警急呼集訓練（電話連絡網の確認）を実施することとなり、前日に副長が全員に対し、訓練を実施すること、同訓練は電話連絡ができた時点で改めて命令をしないで終了とすることを指示したが、指示を十分理解しなかった隊員が少なくなかった。

同日午前10時ころ、警急呼集訓練が開始され、各人に対し、「30分待機が下命された。ただし、訓練のため帰艦の要なし。」との連絡がされた。「30分待機」とは、艦を30分以内に出港できる状態に置くことであり、訓練でなければ、発令後直ちに艦に戻らなければならないものであった。

Aは、当直係の隊員から連絡を受けた際、帰艦の必要がないことは理解していたが、外出してよいかどうかを尋ねたところ、同隊員は、上記のような訓練の趣旨を十分理解していなかったため、外出は避けた方がいいと説明した。Aは、不審に思いつつもこれに従うこととし、その後訓練終了との連絡もなかったことから同日は外出しなかった。

Aは、翌日、他の隊員は自由に外出していたことを聞いて知り、自分だけに殊更外出禁止の連絡をされたものと思い、落胆した。

(5) 11月3日の出航から本件事故まで（11月3日から8日まで）

ア 11月3日から6日までの状況

(ア) さわぎりは、11月3日、海上自衛隊演習のため出航したが、その際には、Aに特に変わった様子はなく、Aの親族らがAの様子がおかしい等とAの上官らに連絡したようなこともなかった。

(イ) 出航後，Aは，U4士長と将棋をしたり，同人らと帰港後，ゴルフに行く約束をしたりしたが，11月5日又は6日ころ，U4士長，U5士長及びS3三曹と食堂で雑談していた際，「眠れない。」，「落ち着くところがない。」，「仕事に集中できない。」などと話した。しかし，U4士長らは，Aの様子が普段とさほど変わらなかったことや，上記のような発言はそれまでにも見られたことから，誰も上官らに報告しなかった。

(ウ) Aは，この時期には，操縦室からの主機の起動・停止及び主機の水洗浄・溶液洗浄等は習得し，機械室での主機の起動・停止はまだ習得していなかったが，あと数か月でできるようになるであろうレベルには達しており，技能練度は向上していた。

この時点で，Aは，さわぎり乗艦から約7か月経過していたが，同人と同様に技能の習得に時間を要する者も少なくなかった。

イ 11月7日以降の状況

(ア) Aは，同日午後3時から午後6時まで，S1三曹らと当直を行った。その後，S1三曹が夕食を済ませて居住区へ戻ったところ，Aが将棋をしていたため，夕食を食べたのかと尋ねたところ，Aは「食べてないです。」と答えた。

(イ) Aは，同日午後9時ころ，翌日午前零時から当直であり，通常は体を休めている時間帯であったにもかかわらず，操縦室で，S6三曹やS3三曹に対し，軸の回転数について質問したり，F機械員長に対し，MCS（遠隔操縦装置）の操作法について質問したりした。後者については，今後数年して操縦員になった際に必要となる知識であり，習得する緊急性があるものではなかった。その際，Fは，「この後深夜待ちじゃないのか。休んどかんと疲れるぞ。」と声をかけた。

(ウ) 11月8日午前零時から午前4時まで，Aは，S1三曹らとともに

当直を行った。

S 1 三曹は、A が夕食をとっていないことを知っていたことから、空腹ではないかと尋ねたところ、A は「別に腹減っていないです。思考回路はメチャクチャですよ。」と答えた。

その後、A は、特に変わった様子はなく、立直して塗装や点検等の仕事をこなし、点検の結果を E 分隊長や R 2 班長に報告するなどして、当直を終えた。S 1 三曹は、特に A に変わった様子がなかったため、A の上記言動を上官に報告することはしなかった。

(I) S 2 三曹は、同日午前 8 時 5 0 分ころ、A が右舷軸室でロープを右手で持ち上げているところを見かけ、「上に上がるぞ。」と声をかけたところ、A は、無言のままロープをその場に置き、S 2 三曹とともに右舷軸室（第 4 甲板）から第 2 甲板まで上がり、2 人はそこで別れた。

同日午前 8 時 5 5 分ころ、S 2 三曹は、医務室ドア前で出会った A に対し、「変なことを考えるなよ。」と声をかけたところ、A は、黙ったままうなずいた。

(オ) 同日午前 9 時 5 7 分ころ、操縦室において術科競技（O B A 装着法）の事前訓練に当たり、当直員が選手の確認を行っていたところ、当直員であるため訓練に参加できない選手に代わって訓練に参加すべき者として A の名前が挙がった。

その際、S 2 三曹は、F 機械員長に対し、上記のとおり A を見かけたことを報告したところ、同機械員長は、S 2 三曹に対し、A をすぐに連れてくるよう指示した。

同日午前 1 0 時ころ、S 2 三曹は、居住区に行った後、A が先ほど右舷軸室（第 4 甲板）にいたことを思い出し、同軸室に赴いたところ、A が首をつっているのを発見した。S 2 三曹の報告により、副長らが救護に赴き、心肺蘇生措置が講じられたが、奏功せず、同日午後 1 時 1 4 分

死亡が確認された。

(6) 事故調査と本件公表

ア 本件委員会は、11月16日以降、さわぎりの乗員らからの聞き取り調査等を行い、その結果をまとめて本件調査報告書を作成し、平成12年2月21日、その要旨をマスコミに公表し、同年5月15日、本件公表部分をマスコミに配布した。

これに先立って、控訴人らは、12月6日、本件委員会に対し、調査結果を公表前に控訴人らに開示することを求める書面を送付したが、同委員会はこの求めに応じなかった。

イ 本件公表部分には、「事故者はそれまで、自ら進んで物事をやろうとしない勤務姿勢であった」(32頁)、「事故者は、この頃から、徐々に3等海曹という階級に応じた責任と本人の技能練度の間の乖離を認識し始め、8月中旬頃から次第に自ら精神的な負担を増大させていったものと推認される。」(同32ないし33頁)、「(R2班長)は、(おおよど)以来、計3回にわたって事故者の故郷の焼酎を事故者から贈られている。1回目は(おおよど)乗艦中の散髪のお礼として、2回目は(R2班長)が(おおよど)からさわぎりに転勤するにあたって、お世話になった饞別として贈られたものと理解している。10月13日、3回目の時は事故者と妻子を自宅の夕食に招待し、自ら調理した刺身等でもてなしている。」、「(R2班長)は、夕食への招待を通じ、家族を含め、より親近感を増し、事故者を励まそうとしているのに対し、事故者は、それを必ずしも望んでおらず、むしろ苦痛に感じていたという事実が推認され、(R2班長)が、現代の若者気質と自分自身の考え方のギャップに気付かない面があったものと考えられる。しかし、事故者が焼酎を贈った時期、経緯を総合的に考えると、(R2班長)が強要したとは判断しないとするのが相当である。」(同8ないし9頁)、「艦内飲酒が本事故の要因となったとは考えられない。」

(同40頁)等の記載がある。なお、上記の記載については、括弧内はマスキングされ、アルファベット等で表示された。

また、本件公表部分には、Aの自殺の原因についての考察として、多方面からの調査を行ったが、遺書もなくその原因を特定するには至らなかったとした上、いじめの事実は認められないとし、8月下旬ころからAが三曹という階級とそれに見合う自己の技能練度との乖離に苦悩し、あせりを徐々に募らせていった状況が認められ、この心理的葛藤が本件事故の大きな要因の1つであると判断されるが、原因と断定することはできない旨の記載がある(同40頁以下)。

ウ 本件事故は、護衛艦内で現役海上自衛官が自殺したものであることから、当初から大きく報道され、自衛隊内のいじめが疑われていることや、自殺原因を調査する過程で判明した艦内飲酒等の規律違反やこれに対する処分内容、隊員に丸刈りを課したという指導方法の当否等についても取り上げられ、Aの自殺との関連が取りざたされていた。また、本件公表の当時、報道各社は、自衛隊や控訴人らに対し、継続的に取材活動を行っており、国会議員らがさわぎりの現地調査を行うなど国会レベルでの検討がなされている状況であった。

(7) うつ病に関する医学的知見

ア うつ病とは、抑うつ気分や制止などを主症状とする情動性精神障害であり、具体的には、気分障害、思考障害、意欲・行動障害、身体症状などが出現する。

(ア) 気分障害としては、抑うつ気分が基本症状であり、「憂うつ、気分が滅入る、気分が沈む、何もかも煩わしい」などと表現され、不安、焦燥感が目立つこともある。何に対しても興味や関心が持てなくなり、よいことが起こっても喜べなくなる。朝方の気分が悪く、夕方にかけて改善するという日内変動が見られることが少なくない。しかし、重症にな

ると喜怒哀楽がなくなり，抑うつ気分すら訴えなくなったり，日内変動もみられなくなる。

(イ) 思考障害としては，思考の進行が遅滞し，理解力，注意力，集中力も低下する。自分を過小評価しやすく，劣等感を抱きやすく，過去を過剰に後悔し，また悲観的で取り越し苦労をしやすくなる。重症化すると，貧困妄想，心気妄想，罪業妄想がみられることがある。

(ウ) 意欲・行動障害としては，動作が遅くなる，口数も少なくなり，決断力，集中力も低下する。重症化すると，自発性が全く欠如した抑うつ性昏迷状態となる。逆に，不安焦燥感が強く，部屋の中を落ち着きなく徘徊する焦燥性うつ状態を呈することもある。

(エ) 身体症状としては，不眠（特に早朝覚醒）や食欲減退，体重減少などが出現し，頭重感，肩こり，胸痛，筋肉痛，全身倦怠感，易疲労感，性欲低下など全身にわたる多彩な身体症状が出現するのが特徴である。時に，過眠や過食，体重増加などの非定型症状を伴うことがある。

イ うつ病に罹患すると自殺念慮が生じやすい。自殺は抑うつが重いときはむしろ少なく，うつ病発症の初期段階や回復段階に多いとされる。

ウ 性格としてみると，仕事熱心，こり性，徹底的，正直，几帳面，強い正義感や義務感，責任感，ごまかしやずぼらができないといった傾向を持つ者は，とかく過労に陥りやすく，その結果としてうつ病になりやすいとされる。

エ うつ病は，その症状の程度によって，軽症，中等症，重症の3つに分類されることがある。

オ うつ病の診断基準としては，米国精神医学会のDSM - Ⅳや世界保健機構（WHO）のICD - 10が用いられる。DSM - Ⅳ - TRによれば，大うつ病と診断するためには，以下のようなエピソードの存在が必要とされている。

(ア) 以下のうち1つ以上が明瞭に存在すること

抑うつ気分

興味又は喜びの減退

(イ) 以下のうち4つ以上が明瞭に存在すること

体重や食欲の減少又は増加

不眠又は睡眠過剰

精神運動性の制止又は焦燥

易疲労感又は気力の減退

無価値感，罪悪感

思考力や集中力の減退

自殺念慮，自殺企図

(ウ) 上記症状が一時的ではなく，1日の大部分，ほとんど毎日，2週間

以上持続すること

2 争点1(1)及び(2)(上官らの言動の違法性，安全配慮義務違反の有無)に対する判断

(1) 違法性の判断基準について

ア 他人に心理的負荷を与える言動の違法性について

一般に，人に疲労や心理的負荷等が過度に蓄積した場合には，心身の健康を損なう危険があると考えられるから，他人に心理的負荷を過度に蓄積させるような行為は，原則として違法であるというべきであり，国家公務員が，職務上，そのような行為を行った場合には，原則として国家賠償法上違法であり，例外的に，その行為が合理的理由に基づいて，一般的に妥当な方法と程度で行われた場合には，正当な職務行為として，違法性が阻却される場合があるものというべきである。

そして，心理的負荷を過度に蓄積させるような言動かどうかは，原則として，これを受ける者について平均的な心理的耐性を有する者を基準とし

て客観的に判断されるべきである。

イ 使用者としての注意義務について

また、労働者が労働するに際し、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険があることからすれば、使用者は、その雇用する労働者に従事させる業務を定めてこれを管理するに際し、業務の遂行に伴う疲労や心理的負荷等が過度に蓄積して労働者の心身の健康を損なうことがないように注意する義務を負うと解するのが相当であり、使用者に代わって労働者に対し業務上の指揮監督を行う権限を有する者（履行補助者）は、使用者の上記注意義務の内容に従って、その権限を行使すべきである（なお、使用者においては、労働者の長時間労働の継続による疲労や心理的負荷等の過度の蓄積により、心身の健康を損なうおそれがないように注意する義務があることを認めたものとして、最高裁平成12年3月24日第二小法廷判決・民集54巻3号1155頁）。

そして、このことは、公権力の行使に当たる国家公務員においても妥当するものと解されるから、被控訴人は、上記公務員に対し、公務遂行のために設置すべき場所、施設若しくは器具等の設置管理又は公務員が被控訴人若しくは上司の指示の下に遂行する公務の管理に当たって、公務員の生命及び健康等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負い、これに違反する行為は、国家賠償法上違法であるというべきである。

(2) Aの上官らの行為について

ア R1班長の言動について

前記(1)アのような観点から、前記1及び第2の2認定の各事実を基に上官らのAに対する発言内容等について検討する。

まず、9月末のR1班長のレンジャー入隊適格に関する発言（前記1(4)アは、Aの人事・サービス担当のE分隊長から、一応はAにその適格があるとして希望の有無を尋ねられ、家族とも相談していたことからすれば、Aを

一方的に、殊更に誹謗するとの態度に出たとしか評価できないものである。

また、Aは、兄C1にも「上司からきついことを言われている。」と電話で話していること（前記1(3)イ(I)e）、同期友人に上司の指導の厳しいことを訴えていること（前記1(4)イ(㊦)）、控訴人X2、妻B1やその父C2に対しても、R1班長から分からないことを質問されたりする旨を話し、また、R1班長の誹謗する言動を繰り返し訴えるようになったこと（前記1(4)イ(㊦)、(イ)）などを総合すると、R1班長は、少なくとも9月中旬ころ以降、指導の際には、殊更にAに対し、「お前は三曹だろ。三曹らしい仕事をしろよ。」、「お前は覚えが悪いな。」、「バカかお前は。三曹失格だ。」などの言辞（以下「本件行為」という。）を用いて半ば誹謗していたと認めるのが相当である。

そしてこれらの言辞は、それ自体Aを侮辱するものであるばかりでなく、経験が浅く技能練度が階級に対して劣りがちである曹候出身者であるAに対する術科指導等に当たって述べられたものが多く、かつ、閉鎖的な艦内で直属の上司である班長から継続的に行われたものであるといった状況を考慮すれば、Aに対し、心理的負荷を過度に蓄積させるようなものであったというべきであり、指導の域を超えるものであったといわなければならない。

なお、控訴人らは、ほかに、9月初めころのAの発言（前記1(3)イ(I)b）についても言及するが、これは、班長以下数人が話しているのを他の三曹が聞いてこれをAの耳に入れたものであり、班長らにおいてその話の内容がAの耳に入ることを予測していたとまで認めることはできない。また、前記1(3)イ(㊦)認定のとおり、9月始めころは、Aには不動産に関するトラブルが発生していた時期でもあり、具体的内容を知らない同僚三曹が不審に思い、Aに対し、事実経過を確認したと認めるのが自然であり、上記発言に係る9月初めの班長らの言動をもって直接に上官らがAを侮辱する

違法な言動をしたとの控訴人らの主張は採用することができないというべきである。

イ R 2 班長の言動等について

(ア) 控訴人らは，R 2 班長がAに本件焼酎を持参するよう強要し，ゲジ 2 呼ばわりするなどしたと主張し，前記認定のとおり，R 2 班長がAに本件焼酎の持参を促すものと受け取られかねないような発言をしたこと，A及びU 1 士長に「ゲジ 2 が 2 人そろっているな。」と言ったり，Aを「百年の孤独要員」と言ったことがあること，自宅に招待した際，「お前はとろくて仕事ができない。自分の顔に泥を塗るな。」などと言ったり，U 4 士長に対する指導として，班員に目をつぶって手を挙げさせ，同人を丸刈りにするかどうか決め，結果として同人が丸刈りになった話などをしたことはこれを認めることができる。

(イ) しかしながら，前記認定のとおり，R 2 班長とAは，おおよど乗艦中には，良好な関係にあったことが明らかであり，Aは2回にわたり，自発的にR 2 班長に本件焼酎を持参したこと，R 2 班長はAのさわぎり乗艦勤務を推薦したこと，Aが3回目に本件焼酎を持参すると言った際，返礼の意味を含めてA一家を自宅に招待し，歓待したこと等からすれば，客観的にみて，R 2 班長はAに対し，好意をもって接しており，そのことは平均的な者は理解できたものと考えられるし，Aもある程度はこれを理解していたものであって，R 2 班長の上記言動はAないし平均的な耐性を持つ者に対し，心理的負荷を蓄積させるようなものであったとはいえず，違法性を認めるに足りないというべきである。

なるほど，上記のようなR 2 班長の言動の一部はAに対する侮辱ともとらえることのできるものではあるが，親しい上司と部下の間の軽口として許容されないほどのものとまではいえず，上記認定以外に，これらの発言が繰り返されていたとか，Aがこれらの発言を一時的に気にした

ことはあったものの、引き続き気に病んでいたことを窺わせるような証拠もないこと、職務を執行するに当たってなされた発言ではないこと等からすれば、これらの言動をもって、本件行為と同様の意味でなされた言動であるとは評価できず、また、これらが本件行為による心理的負荷の蓄積に寄与したものと認めるに足る証拠もないのであって、それ自体、国家賠償法上違法な言動であるとまではいえない。

なお、控訴人X2は、前記認定のとおり、R2班長がAに自動車の変更登録について述べたことも問題である等と供述しているが、R2班長の指摘は、正当な指摘であって、何ら違法な行為に当たるものではない。

ウ 上記以外のAの上官らの言動等について

なお、前記Aの家族らに対する発言内容等をみれば、R1班長にとどまらず、これに同調する者もいたことは推認されるが、各証拠を総合しても、Aに対する具体的な指導等の場において、本人に直接の言辞をしたと認めるに足る証拠はない。

イ 本件行為の正当性の有無

さらに、R1班長の本件行為に正当な理由があったかどうかについて検討すると、前記認定のとおり、Aは、さわぎり乗艦後、8月ころになっても、技能練度において不足している面があり、また、それまで積極的に質問するようなことは少なく、執務中に居眠りをしたこともあるなど、消極的な執務態度であったものであって、このことに加え、海上自衛隊の護衛艦の機関科に所属する隊員は、日常の業務においても、事故が発生した際には人命や施設に大損害が及ぶおそれもある上、場合によっては、危険な任務に臨むことも想定され、できるだけ早期に担当業務に熟練することが要請されるものであるから、ある程度厳しい指導を行う合理的理由はあったというべきであり、本件行為は、Aに対し、自己の技能練度に対する認識を促し、積極的な執務や自己研鑽を促すとの一面を有していたというこ

とはできる。

しかしながら，本件行為は，上記のような一面を有していたとしても，それ自体 A の技能練度に対する評価にとどまらず，同人の人格自体を非難，否定する意味内容の言動であったとともに，同人に対し，階級に関する心理的負荷を与え，下級の者や後輩に対する劣等感を不必要に刺激する内容だったのであって，不適切であるというにとどまらず，目的に対する手段としての相当性を著しく欠くものであったといわなければならない，一般的に妥当な方法と程度によるものであったとは到底いえないから，結局，本件行為の違法性は阻却されないものといわなければならない。

オ R 1 班長の安全配慮義務違反の有無について

また，前記(1)イのような観点からすれば，R 1 班長は，A の属する 3 2 班の班長であり，いわば被控訴人の履行補助者として心理的負荷ないし精神的疲労が蓄積しないように配慮する義務を負うとともに，その結果，A の心身に変調がないかについて留意して A の言動を観察し，変調があればこれに対処する義務を負っていたのかにかかわらず，継続的に本件行為をなしたのであって，その注意義務に違反し，この点もまた，国家賠償法上違法であるというべきである（以下，「本件義務違反」といい，本件行為と合わせて「本件各違法行為」という。）。

一方，艦長，副長，E 分隊長，F 機械員長は，その職責上，被控訴人の履行補助者として，一般的には，上記のような安全配慮義務を負うということ是可以するが，これらの者が，R 1 班長の本件行為を知っていたとの証拠はなく，A に心理的負荷ないし精神的疲労が蓄積するような状況があったとの認識に欠けていたものと認められるし，また，前記 1 (4)ウ(ウ)，(I)，(5)ア(ア)ないし(ウ)のとおり，A の変調について，同僚等には気付いていた者もあったが，これを上官らに報告した者はなかったこと，親族らも A の上官らに A の様子がおかしいと伝えたこともなかったこと等からも，R 1

班長を除く履行補助者らがAの変調を認識していたと認めることは困難であり、これらの者に、Aの変調を前提とした安全配慮義務違反があったということもできない。

なお、R2班長及びS1三曹については、その職責にかんがみ、安全配慮義務について、被控訴人の履行補助者とみることはできない。

3 争点1(3)(相当因果関係の有無)について

次に、本件各違法行為とAの自殺との間に相当因果関係が認められるかどうかについて検討する。

(1) 違法行為と自殺との相当因果関係の判断基準について

うつ病は、その病態として自殺念慮が出現する蓋然性が高いことから、うつ病を発病したと認められた人が自殺を図った場合には、精神障害によって、正常な認識、行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺を思いとどまる精神的な抑制力が著しく阻害されている状態に陥ったものと推定すべきである。

うつ病の発症原因の判断については、医学的にストレス-脆弱性理論が用いられるのが一般的である。すなわち、環境由来のストレスと個体側の反応性、脆弱性との関係で精神的破綻が決まり、ストレスが非常に強ければ個体側の脆弱性が小さくても精神障害が起こるし、逆に脆弱性が大きければストレスが小さくても破綻が生じるとされている。

これらのことに照らし、心理的負荷を与える行為とこれを受けた者の自殺との間の相当因果関係の有無の判断に当たっては、まず、対象者の精神障害の発病の有無等を明らかにし、次に、違法行為による心理的負荷の強度の評価、それ以外の心理的負荷の強度の評価、個体側要因の有無等について検討を加えた上で総合的に判断すべきものと考えられる。

(なお、平成11年9月14日付け労働省労働基準局長通達・基発第544号(以下「判断指針」という。)参照)

また、本件義務違反については、本件行為のように、うつ病の発症やこれ

との相当因果関係が問題となるものではなく、直接に、結果との間の相当因果関係を判断し得るものであるから、まず、条件関係が肯定できるかについて検討した上、相当因果関係が否定される事情の有無について検討すれば足りるというべきである。

(2) Aのうつ病り患の有無

前記1認定の各事実及び知見を総合すれば、Aは、10月中旬ころには、うつ病にり患していたものと認められる。

すなわち、Aには、落ち込んだ様子が複数の者によって確認されており、抑うつ気分が明らかに認められたほか、眠れないとしばしば訴えるなど、不眠傾向があり、自分はバカだ等としきりに言うなど無価値感にとらわれ、食欲不振も見られており、8月下旬ころには、佐世保に自宅を建築するための契約を結ぶなど、自衛官としての生活設計を立てていたのに、10月中旬には実母の控訴人X2に対しては、退官をほのめかす言動までするようになった上、出航後、間もなく本件事故（自殺念慮、自殺企図による自殺）に至ったのであるから、DSM- の診断基準を満たしていたといえることができる。なお、上記診断基準は上記症状が一時的ではなく、1日の大部分、ほとんど毎日、2週間以上持続することを要件としているが、本件においてはAが自殺しており、自覚症状を間接的にしか知ることができないため、症状の持続性を直接明らかにすることはできないが、周囲の観察によって明らかに認められた症状のみでも上記のとおりであるから、上記の要件も満たしていたと認めるのが相当である。

被控訴人は、Aに医師やカウンセラーへの受診、相談歴がないことからうつ病とは即断できない等と主張するが、これらの事実がないとしてもうつ病り患の事実が否定されるものではなく、Aの上記状況からすれば、うつ病り患の事実を認めることができるというべきであって、被控訴人の上記主張は採用できない。

(3) Aのうつ病の発症原因について

ア 本件行為による心理的負荷の有無，程度

判断指針においては，上司とのトラブル，仕事上の差別，不利益取扱い等は，平均的な心理的負荷の強度が中程度とされているところ，本件行為は，これらの項目に類似するということができ，典型的に強度のストレスであったとまではいえないが，その態様によっては，強度のものであるということができる。

そこで検討すると，本件行為は，前記2(2)ア認定のとおり，地位階級に言及し，人格的非難を加えたものであって，その態様からも強度のストレスと評価し得るものである。また，Aは，実習を終え，実務に就いて数か月にしかならず，同期の隊員も身近にいないという心細い状況にあり，親族らにも本件行為に係る言動を繰り返し述べ11月の航海の直前には，厳しい指導から逃れられないといった心境をも口にしていたことからすれば，本件行為を非常に苦しめ，追いつめられた心情となっていたことも明らかである。

さらに，Aはこれに対し，がんばって勉強して班長らに認められたいという対応をし，かえって焦燥感をつのらせ，心理的負荷の蓄積につながったものであることも，親族らへの言動や本件言動からも明らかであって，これらの事情を総合するとき，本件行為による心理的負荷の蓄積は強度で，しかも，持続的なものであったと評価するほかはない。また，時期的にうつ病の発症及び本件事故と近接していることも肯定することができる。

イ 他の要因による心理的負荷の有無，程度

一方，Aが，本件行為以外の原因でのストレスを受けていたかどうかについてみると，前記1(3)イ(ア)のとおり，8月下旬には建物建築工事請負契約を結び，その後解約することになり，いわば私事でD分隊長らにも迷惑をかけることになったものであるが，業者とのトラブル自体は9月初め

には解決しており，そのストレスが持続したことをうかがわせる証拠もない。

また，Aの上官ら，同僚のうちには，Aが家庭に関する不満を述べていたと証言，供述する者があるが，Aの家庭はおおむね円満であったと認められ，目立ったトラブルはなかったのであるから，上記の証言，供述は採用できず，家庭において特段のストレスがあったとは認められない。

さらに，Aが，本件行為とは無関係に，仕事面でのストレスを受けていたかどうかについてみると，Aは，8月ころまでは全く仕事を苦にする言動をしておらず，その後も仕事の内容等に変化があったことも認められないから，この点についても特段のストレスがあったとは認められない。

他に，Aが本件行為以外の原因でのストレスを受けていたと認めるに足りる証拠はない。

ウ Aの個体側要因について

さらに，Aの個体側要因についてみると，前記認定のとおり，Aには，遺伝的負因は認められず，出生から本件事故直前にうつ病にり患するまでの間には，精神的疾患にり患したことがないことはもとより，他人から暴力を受けたり，転居，転校等などのストレスがあっても，不適応を起こしたこともなく，また，入隊時の心理適性検査においても，やや業務処理能力が低く，精神的な偏りも強く，不適応が表出しやすいが，情緒の安定した積極外向型の適応性の高い性格で，不安に対する耐性が強く精神的にタフで安定していると判定されているのであって，個体側に脆弱性があったとは認められない。

I 小括

以上によれば，Aが本件行為によって受けたストレスは強度で持続的なものであったといえる上，他に強いストレス原因はなく，個体側にはうつ病に至るまでの脆弱性は認められないのであり，これらのことに，Aのう

うつ病にり患するに至った経緯における本件言動や親族らに対する言動等を総合すれば、本件行為とAのうつ病へのり患及び自殺との間には相当因果関係が認められるというべきである。

(4) 本件義務違反と本件事故との相当因果関係について

前記認定判断のとおり、少なくとも、R1班長において自らAの状況を観察し、又は適切に部下らに指示して、Aの状況の観察及び報告をさせていれば、Aの変調は周囲の複数の隊員から認識されていたのであるから、適切な措置を執り得た蓋然性が認められ、また、指示を受けていればS2三曹ほかの隊員が本件事故を未然に防止し得た蓋然性も認められるというべきである。そうすると、本件義務違反がなければ、本件事故もなかったという条件関係を肯定することができ、他に相当因果関係を否定すべき事情は見当たらないから、これを肯定すべきである。

(5) 被控訴人の主張について

被控訴人は、Aの自殺原因は、三曹という階級とそれに見合う自己の技能練度との乖離に苦悩し、焦りを徐々に募らせていったことにあるというべきであり、上官らの行為によるストレスによってうつ病にり患し、自殺に至ったものとはいえない等と主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、Aは8月ころまではむしろ自己の技能練度については楽観視しており、上官らからは危機感がない等と評価されていたものであり、上官らの強い働きかけなしに、その態度が急変したというのは不自然である。確かに、Aは、7月ころには、後輩であるU4士長らに技能の上で後れをとったことがあり、そのことがAの焦りにつながった可能性も考えられなくはないが、Aは、親族らに対し、そのことに言及したことはない一方、R1班長の厳しい言動については、繰り返し言及しているのであって、Aの執務態度の変化がこれに基づくものであることは明らかである。

また、Aの親族らへの言動は、その多くが技能が劣ること自体よりも、そ

のことについて班長から叱責等されることを苦にしていたことを示すものであったことから、班長の言動なしにAが技能練度が劣ること自体を苦しめたものとは考え難い。

以上からすれば、被控訴人の上記主張は採用できない。

4 争点1(4)(故意又は過失の有無)について

(1) 判断

本件行為は、Aに対する指導の一環として行われたものであるが、一般に、階級が上位である者から指導を受ける者を侮辱するような言動をする場合に対象者に強度の心理的負荷を与えること、心理的負荷が蓄積すると心身の健康を害するおそれのあることについては、部下に指揮命令を行う立場の自衛隊員は当然認識し得べきであり、結局、本件行為が手段の相当性を欠き、違法なものであることは、R1班長においては認識し得べきであったということができ、少なくとも過失があったというべきである。

(2) 被控訴人の主張について

被控訴人は、Aのうつ病的症状ひいてはAの自殺について予見可能性、結果回避可能性はなかった等と主張する。

しかしながら、うつ病に罹患するなど心身の健康が損なわれた時点では、自殺等の結果が回避できなくなっている可能性もあるから、R1班長が回避する必要があるのは、本件行為による心理的負荷の蓄積という危険な状態の発生そのものであるというべきであり、故意又は過失の判断の前提となる予見の対象も、これに対応したものとなると考えられ、Aのうつ病的症状ひいてはAの自殺についての予見可能性、回避可能性を問うものではないというべきである。

仮にこの点をおくとしても、心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険があり、うつ病に罹患又はこれによる自殺はその一態様として知られているところであるから、これらについての予見可能性も肯

定することができるし、また、Aの先輩、同僚らにおいては、Aの変調にある程度気づいており、R1班長において、適切な報告を求めていればこれを把握し、対応することが可能であったと考えられ、また、本件事故当日にも、S2三曹にあらかじめ適切な指示が与えられていれば、同人がAの自殺企図に気づいてこれを阻止する行動が可能であったと考えられるのであって、回避可能性もこれを肯定し得るといふべきである。

5 争点1に関する控訴人らの主張について

(1) いじめについて

ア 控訴人らは、上官らがAに常軌を逸したいじめ行為を行ったと主張し、R1班長において本件行為を行ったことは前記のとおりであるが、同班長の主観的な目的自体はこれを確定するに足りる資料はなく、端的に、本件行為が上記のような観点から国家賠償法上違法であったかどうかを判断すれば足りるといふべきである。

イ また、控訴人らは、違法性の判断に当たって、上官らの意図や目的を考慮すべきではなく、また、部下本人を基準とすべきである等と主張するが、ある行為が正当な職務行為であって違法性が阻却されるかどうかの判断に当たり、当該行為に合理的な目的があったかどうかを考慮すべきであることは当然であって、違法性の判断においても、およそ行為者である上官らの主観を考慮しないということとはできない。

もっとも、違法性は原則としては客観的に判断されるべきであって、上記のとおり、部下本人を基準とするのではなく、平均的な者を基準とすべきである。なお、例外的には、行為者において、その言動を受ける者の心理的耐性が平均的な者に比較して劣ることを知り、又は知り得べきであった場合は本人を基準とすることもあり得るが、前記1(1)認定の各事実によれば、Aの心理的耐性は少なくとも平均的であったとみられるのであり、本人を基準としたとしても上記の結論が異なるものではない。

(2) 安全配慮義務違反について

控訴人らは、前記認定のR 1班長の義務違反以外にも、被控訴人らに様々な安全配慮義務違反があったと主張するが、他の履行補助者らに義務違反が認められないことは前記2(2)材のとおりであり、また、Aが、長時間労働を強いられるなど、業務自体によって過重な疲労や心理的負荷を被っていたと認めるに足りる証拠はない。

また、控訴人らが主張するその余の点は、いずれも抽象的な義務を主張するにとどまっており、これらは、例えば被控訴人が公務員のメンタルヘルスケアに関する施策を策定し、実施するに当たって考慮するべきであるとしても、その違反が直ちに国家賠償法上違法であるとまでいえるものではない。

(3) 控訴人ら主張の個別の言動等について

さらに、控訴人らは、曹候いじめ等の背景の下に、Aに対するいじめが行われたと主張するが、以下のとおり、控訴人ら主張の個別の行為についても、また、これらを総合しても、上官らに何ら指導等の目的を有しない違法な言動があったとまでは認めるに足りない。

ア 曹候いじめの主張について

まず、一般的に、曹候出身者に対し、そうでない隊員から曹候いじめといわれるような嫌がらせが行われる場合も、その利益状況に照らしておよそあり得ないとまではいえないが、Aの上官、先輩らの中には曹候出身者も少なくなく、これらの者については曹候いじめを行う状況にないことは明らかである。また、Aは、8月ころまでは、仕事に対する悩みや上官らの厳しい言動について家族に話をしたようなこともなく、上官らの中に、曹候出身者に対する妬み等があり、殊更Aに嫌がらせをしようとしていた者があったのであれば、最もAの技能練度が低かったであろう乗艦当初から厳しい言動や嫌がらせをしていた可能性が高いが、Aの乗艦後、上記の時期まではそのような形跡はないのであって、R 1班長ないし上官らが殊

更に曹候出身者に対する嫌がらせとして本件行為やその他の行為を行ったとは認められない。

イ 術科指導等に関する主張について

(ア) また、前記認定の各事実に照らし、本件検査期間中に行われた錆び打ち及び塗装は、海曹士全員が分担して行ったものであり、本件全証拠によっても、上官らが、本件検査期間中、Aに殊更単純作業をさせたものとは認めるに足りない。控訴人らはAの技能練度が足りなかったならそのような期間に指導すべきであった等と主張するが、そのような指導をしなかったとしても直ちに違法であるとはいえないし、むしろ、本件検査期間中にAに対する本件行為が始まったと認められることからすれば、指導をしていなかったものともいえない。

(イ) 控訴人らは、上官らは、Aに対し、突然未知の分野の質問を浴びせてAを精神的、心理的に圧迫したり、後輩の前でやったことのない機器の分解、組立てを命じてAを辱めたりした等と主張し、前記認定の各事実によれば、上官らがAに職務に関し度々質問をしたり、時には、Aの後輩や下級の者の前で機器の操作を指示してこれをさせることがあったこと、また、AはB 1らに対し、控訴人ら主張事実に沿う旨述べていたことが認められる。

しかしながら、職務に関する質問を行って理解の程度を確認することは正当な指導の範囲内であって、これを違法な行為であるとはいえない。

また、術科に関する技能訓練のためには、作業等を実際に行わせる必要がある場合も多く、また、その際、他の者が同席することは特段問題となるようなことではなく、むしろ、Aも実習生時代を含め、先輩の作業を見て学習することもあったものであって、これらの行為が違法であったとはいえない。

さらに、Aが控訴人らの上記主張に沿うような発言をしていたとして

も、Aがまだ習得していない事項について指導することが当然に違法であったとはいえないし、「やったことがない」作業とか、「未知の分野の」質問というのは優れてAの主観に係る事項であることを考慮すれば、Aの上記言動によっても、上官らが、殊更Aができないことを選んで質問したり、作業をさせた等とは認めるに足りない。

(ウ) 控訴人らは、Aのベッドの割付についても主張するが、上記認定のとおり、隊員が使用するベッドについては上級の者、また、前任の者から順に上段から割り付けられる慣行であったものであり、三曹で昇進後間もないAが下段に割り付けられたことは、やむを得ないものであり、違法とはいえない。

また、Aは自分の割り付けられたベッドが事故死した隊員が使用していたものであると思っていた可能性があるが、実際にはそうではなく、Aがそう思い込んでいたにすぎない可能性があるから、上官らにこの点について違法な行為があったとはいえない。

(I) 控訴人らは、上官らは、Aが質問をしても、教えようとしなかったり、見せしめ的にA 1人に居残り仕事をさせたりし、わざと無理なことを皆の前でやらせ、覚えたところではないことをさせ、一日中ガミガミと、頭ごなしに、きつい物言いを続け、その中で、Aの下の者までがAを無視する態度をとるように仕向けた等と主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、上官らや先輩らはAの質問に対し、時には、図解して説明したりしていたものであり、教えようとしなかったとの事実は認めるに足りないし、Aが1人で残って仕事をしている旨控訴人X 2に話したことがあるとは認められるが、その発言は自発的に残って仕事をしているとの趣旨であると考えられ、上官らがAに居残り仕事をさせたことがあったと認めるに足りない。

また、控訴人らのその余の主張は、前記2(2)ア認定の本件行為の限度

では理由があるが、その余の点は前記(イ)のとおり理由がない。

(オ) 控訴人らは、警急呼集訓練において、連絡に当たった隊員らが、A に対し、意図的に、自宅待機、禁足令を伝えた等と主張するが、前記認定のとおり、A や同人への連絡に当たった隊員が訓練の趣旨を誤解していたことによって、A が外出を禁じられたものと誤解したものと考えられ、上記隊員らに違法な行為があったとはいえない。

ウ 艦内飲酒等について

その他、控訴人 X 2 は、さわぎり内での艦内飲酒、賭トランプ等が行われていたとして、問題である旨供述しているが、これが服務規律に違反するものとしても、これに関して、A に対する不法行為があったと認めるに足りる証拠もなく、本件事故との関連性も認められない。

エ 指導の必要性等について

控訴人らは、A に技能練度上特段の問題はなく、特別の指導の必要はなかった等と主張する。

しかしながら、前記認定のとおり、A には、技能練度上の問題がなかったとはいえず、指導の必要性自体を否定することは困難である。もっとも、そのことはAの能力に問題があったことによるものではなく、一般に曹候補出身者が経験不足から、技能練度が同階級又は下級の経験の長い隊員に技能練度が劣りがちであることは明らかであるし、A と同様の技能練度上の問題を有する者も少なくないと認められるから、本件行為のような態様における指導の正当性を根拠づけるものではないというべきである。

6 争点 1 に関する被控訴人の主張について

(1) 判断基準について

被控訴人は、不法行為法上の自殺防止義務は、何らかの法律関係に基づく特別の社会的接触の関係に基づかずに、法令に基づいて当然に負うべきものとされる通常の注意義務であり、上官と部下という関係を前提としない一般

人相互間でも生じる作為義務であるから、上官らに、いじめ等による何らかの先行行為が存在したのであれば格別、そのような事実が存在しない本件においては、そもそも上記作為義務は発生しない等と主張する。

しかしながら、本件においては、先行する本件行為が存在したと認められるばかりでなく、使用者の一定の行為が、上記のような観点から債務不履行のみならず、不法行為(国家賠償法上違法な行為)に該当し得るものであり、かつ、これが一般条理上認められる義務であることは、前掲最高裁平成12年判決が明言するところであり、特別の社会的接触の関係があったからといって、不法行為に該当しないとイえるものではない。

(2) 事実関係について

ア 被控訴人は、本件行為に係る上官らの言動を否認し、控訴人X2やB1の証言、供述等は伝聞にすぎないし、Aの親族らへの言動も真実とは限らない、R1班長を知る者が証言する同人の人格に照らし、暴言はあり得ない、上記言動について見聞いた隊員はいない等と主張する。

イ しかしながら、控訴人X2やB1は、それぞれ別の機会に、Aから繰り返し本件行為等があったことを聞いた旨、本件事故の直後から一貫して証言、供述しており、その内容は相当程度に一致しており、これらが伝聞であること、同人らが本件訴訟の当事者又はAの遺族であって強い利害関係を有すること、同人らの証言等の中には、事実関係や上官らの意図を誤解しているところや、日時等について不正確な部分も散見されること等を考慮したとしても、その概要は信用するに足りるというべきである。

また、Aが親族らに事実関係を正しく話していなかった可能性があるかについてみると、本件行為についてのAの発言は、警急呼集訓練等のように行為者の意図を推測するものとは異なり、申し向けられた言葉そのものについての発言であるから、誤解や思い込みの余地もないものと考えられるし、前記のとおり、本件行為は、9月ころを境に、Aの執務態度が急変

したことと時期をほとんど同一にしており、それまでAはどちらかといえ
ば自信過剰気味で緊張感に欠けていたことからすれば、この変化が自発的
なものであるとは考え難く、上官からの強い働きかけによるものとする
のが自然であることに照らしても、Aが同僚に述べていたのと同様の発言
を親族らに対してもしていたのに、親族らがこれを誤解したとか、Aが親
族らの手前虚偽の事実を述べていたものとは考えられない。

さらに、R1班長が本件行為のような言動をするような者ではなかった
と供述、証言する者（R2班長ら）もあるが、R1班長が仕事には厳しか
ったこと、時には不機嫌なこともあったこと、そこまで言わなくてもいい
じゃないかというくらいの強い言い方をしたこともあったかも知れない等
と、陳述、証言する者もあることに照らし、前記認定を左右するものでは
ないというべきである。

なお、当時さわぎりに乗艦していた者らの証言、供述中には、確かに、
本件行為を肯定するものはないが、これらの証言、供述は、本件行為を積
極的に否定するものは少なく、記憶にないか、知らないというものが多い
上、同僚、上官であった者をかばった証言、供述である可能性もあり、前
記認定を左右するに足りるものではない。

(3) 当てはめについて

被控訴人は、上官らの行為は、Aの技能練度不足に応じた正当な指導で
あった旨主張するが、前記認定判断のとおり、Aにある程度の技能練度不
足があり、海上自衛官の職責に照らし、できるだけ早期に任務に熟練させ
る必要があったことは認められるとしても、Aの経験年数等に照らし、技
能練度不足があることはある程度やむを得ないところであるし、同様の隊
員もしばしばみられることからすれば、Aの心身に悪影響を及ぼすほどの
心理的負荷をかけてまで指導を急がなければならないほどの緊急の必要性
があったとはいえない。

また、本件行為に係る言動は、特に緊急を要しない場面で繰り返し言われたものと推認され、かつ、Aの個々の行為や技能について言われるにとどまらず、地位階級に言及し、人格的非難を加えたものというほかなく、しかも、それを信頼関係を築いた上で行うとか、そのような厳しい指導を行った後にAの心情を和らげるような措置を執るといった配慮があったともうかがわれないのであって、到底正当な指導の範疇であったと認めることはできず、被控訴人の上記主張は採用できない。

7 争点2(1)(本件公表の違法性の有無)について

(1) 名誉権侵害の主張について

ア 名誉権侵害について

(ア) 控訴人らは、Aの自殺の原因は、いじめ等の組織内の問題にあるにもかかわらず、本件調査報告書は、Aが個人的要因から自殺したことを内容とするものであって、その記載内容は、Aの基本的な人間像を歪曲し、事実と反する等と主張する。

(イ) しかしながら、本件公表部分の記載は、専らAに関するものであり、控訴人らの社会的評価を低下させるものとはいえないから、控訴人らの名誉を侵害するものとはいえない。そして、仮に本件公表がAの名誉を毀損するものといえたとしても、民法711条(国家賠償法4条)の趣旨に照らし、Aの名誉が毀損されたことによって、近親者であるが相続人ではない控訴人らが固有の慰謝料を請求することはできないというべきである。

イ 違法阻却事由の有無

(ア) この点をおくとしても、名誉毀損に当たる行為であっても、その行為が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図るものである場合において、摘示された事実がその重要な部分において真実であることの証明があるとき、又は真実であることの証明がなくても、

行為者がそれを真実と信ずるについて相当の理由があるときは，不法行為は成立しないものと解される（最高裁昭和41年6月23日第一小法廷判決・民集20巻5号1118頁参照）。

(イ) これを本件についてみると，

- a 前記認定の本件事故に関する報道状況，国会における審議状況に加え，本件公表部分の記載は，公務員の自殺について，国の機関である自衛隊内に問題がなかったかどうかに関するものであるから，公共の利害に関する事実の記載であったというべきである。
- b また，その公表は，国家機関である自衛隊として国民に対する説明のために行ったもので，専ら公益を図る目的での公表であったと認められる。
- c そして，前記認定のとおり，控訴人らが主張する事実のうち，「事故者（A）はそれまで，自ら進んで物事をやろうとしない勤務姿勢であった」，「事故者は，この頃から，徐々に3等海曹という階級に応じた責任と本人の技能練度との乖離を認識し始め，8月中旬頃から次第に自ら精神的な負担を増大させていったものと推認される。」，「（R2班長）は，（おおよど）以来，計3回にわたって事故者の故郷の焼酎を事故者から贈られている。1回目は（おおよど）乗艦中の散髪のお礼として，2回目は（R2班長）が（おおよど）からさわざりに転勤するにあたって，お世話になった饞別として贈られたものと理解している。10月13日，3回目の時は事故者と妻子を自宅の夕食に招待し，自ら調理した刺身等でもてなしている。」，「（R2班長）は，夕食への招待を通じ，家族を含め，より親近感を増し，事故者を励まそうとしているのに対し，事故者は，それを必ずしも望んでおらず，むしろ苦痛に感じていたという事実が推認され，（R2班長）が，現代の若者気質と自分自身の考え方のギャップに気付かない面があっ

たものと考えられる。しかし、事故者が焼酎を贈った時期、経緯を総合的に考えると、(R 2 班長) が強要したとは判断しないとするのが相当である。」(同 8 ~ 9 頁)、「艦内飲酒が本事故の要因となったとは考えられない。」(同 4 0 頁) という本件調査報告書の内容については、前記認定の各事実ないし評価と符合する部分が多く、その部分については、真実であることの証明があったものというべきである。

もっとも、上記記載においても当裁判所の認定事実とは異なる部分もあるし、本件公表部分の記載においては、本件事故の原因が本件行為にあると認められることについては言及されていないが、本件公表部分の結論においては、本件事故の原因は不明であるとされているものである上、本件調査報告書は、多数の関係者の供述等を総合判断した結果作成されたものであって、その供述の取捨選択によっては、認定することがあり得る事実関係の範囲内であるというべきであるから、真実であると信じるに足りる相当の理由があったものと認められ、故意又は過失があったとはいえない。

ウ 以上によれば、本件公表について名誉毀損は成立しないというべきである。

(2) 人格的利益の侵害の主張について

ア 控訴人らは、総監部は、上官らのいじめ及び安全配慮義務違反という組織内の問題により A を自殺に追いやったにもかかわらず、これを A の個人的要因にすり替え、A の基本的な人間像を歪曲するような、事実に反する内容を公表し、又は妥当性を欠く見解を表明し、また、同部は、本件調査報告書の内容をマスコミに公表する前に、遺族に内容を説明したり、その意見を聴取することがなく、マスキングに際しても恣意的であったもので、控訴人らの A に対する敬愛追慕の情などの人格的利益を侵害するものとして、不法行為に当たる等と主張する。

イ しかしながら、控訴人らの主張のうち、A又は控訴人らのプライバシーの侵害の主張と解される部分については、プライバシーの侵害については、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、前者が後者に優越する場合に不法行為が成立すると解される（最高裁平成6年2月8日第三小法廷判決・民集48巻2号149頁参照）から、本件調査報告書が公表された当時の状況、これが公表されることによって控訴人らが被る不利益、本件調査報告書の目的や意義、公表時の社会的状況、本件調査報告書において当該情報を公表する必要性など、その事実を公表されない法的利益とこれを公表する理由に関する諸事情とを比較衡量して判断することが必要であるところ、前記認定の公表に至る経緯等に加え、A又は控訴人らの人定等については公表されていないこと等を考慮すれば、事実を公表されない法的利益が優越するものとは認められない。

ウ また、控訴人らの、総監部が事実と反する内容を公表し、又は妥当性を欠く見解を表明したとの主張については、上記名誉毀損の主張と同様に採用することができない。

エ さらに、控訴人らは、公表の態様についても主張するが、総監部が公表に先立って遺族に内容を説明したり、その意見を聴取する義務を負うものと解すべき根拠は見当たらないし、その他、本件公表の態様が違法であったことを基礎づける事実を認めるに足りる証拠はない。

オ 以上によれば、本件公表が控訴人らの人格的利益を違法に侵害するとはいえないから、この点についての控訴人らの主張も採用できない。

(3) 小括

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、本件公表に関する控訴人らの請求はいずれも理由がない。

8 争点3（損害額）について

(1) 判断

控訴人X2はAの実母であり、同X1はAの養父であって、前途ある大切な息子をわずか21歳の若さで失った控訴人らが、Aの死亡について耐え難い精神的苦痛を被ったことは明らかであり、その他、本件に顕れた一切の事情を考慮するとき、これを慰謝するためには、実母である控訴人X2について200万円、養父である同X1について150万円の支払を相当と認める。

(2) 控訴人らの主張について

控訴人らは、鑑定意見書作成報酬及び依頼時の出張経費を損害として主張するが、上記費用が本件訴訟追行のため不可欠であったとは認められず、本件行為と上記費用の支出の間に相当因果関係を認めるに足りない。

また、控訴人らは慰謝料額について、5000万円から上記費用を控除した額以上の金額が相当であるというが、控訴人らはAの相続人ではなく、既に成人し、婚姻して親とは別居した子の親としての慰謝料が上記金額にとどまることはやむを得ないというべきである。

9 争点4（軍事オンブズパーソン制度の創設請求の可否）について

控訴人らは、不法行為の被害者自身及びこれと一定の関係に立つ者は、不法行為の再発予防請求権を有すると解すべきであると主張するが、国家賠償法及び民法その他の規定に照らしても、上記のような権利を基礎づけると認められる規定は見当たらないから、本件損害に対する賠償としては上記の金銭賠償によるほかなく、控訴人らの上記主張は採用できない。なお、被控訴人は、控訴人らの軍事オンブズパーソン制度の設置請求に係る訴えの却下を求めているが、同請求は、不法行為（国家賠償法1条）の成立を前提に、その効果として同制度の設置を求めるものであるから、訴訟要件を欠くものとはいえない。

10 結論

以上によれば、控訴人らの請求は主文1項(1)の限度で理由があり、その余の請求は理由がないから、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 牧 弘 二

裁判官 川 久 保 政 徳

裁判官 増 田 隆 久